

## 商法改正に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

### 目 次

|   | ( ページ ) |
|---|---------|
| 1. 業務規程の一部改正新旧対照表   | 1       |
| 2. 信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表   | 8       |
| 3. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表   | 9       |
| 4. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表   | 11      |
| 5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表  | 14      |
| 6. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表   | 18      |
| 7. 受託契約準則の一部改正新旧対照表   | 19      |
| 8. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表   | 26      |
| 9. 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表の一部改正新旧対照表  | 28      |
| 10. 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表  | 30      |
| 11. 新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表  | 36      |
| 12. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 | 42      |
| 13. 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表   | 43      |
| 14. 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表  | 44      |
| 15. 信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表   | 45      |
| 16. 対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表   | 48      |
| 17. 安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表  | 49      |
| 18. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表  | 51      |
| 19. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表  | 54      |
| 20. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表  | 64      |
| 21. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表   | 69      |
| 22. 特別会員を相手方とする売買の決済等に関する規則の一部改正新旧対照表   | 72      |
| 23. 有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表   | 73      |
| 24. 抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則の一部改正新旧対照表  | 74      |
| 25. 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表   | 75      |
| 26. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表  | 78      |
| 27. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表   | 82      |
| 28. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表   | 86      |
| 29. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表  | 88      |
| 30. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表  | 91      |

|   |     |
|---|-----|
| 31．上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表   | 98  |
| 32．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正<br>新旧対照表  | 111 |
| 33．第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表  | 116 |
| 34．株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表   | 118 |
| 35．優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表   | 121 |
| 36．転換社債券上場契約書の一部改正新旧対照表   | 122 |
| 37．転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表   | 124 |
| 38．新株引受権証券上場契約書の一部改正新旧対照表   | 129 |
| 39．新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表   | 131 |
| 40．日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、<br>信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表 | 135 |
| （廃止する規則）  |     |
| 41．新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則  | 136 |
| 42．新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則   | 137 |

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) <u>新株予約権証券</u><br/>午前立会は、午前 9 時から 11 時までとし、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時 30 分までとする。</p> <p>( 3 ) <u>債券 ( 新株予約権付社債券等 ( 新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。 ) を除く。以下同じ。 )</u><br/>午前立会は、午前 10 時 30 分から 11 時までの間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>( 4 ) <u>新株予約権付社債券等</u><br/>午前立会は、午前 9 時から 11 時までとし、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時 30 分までとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 売買の種類 )</p> <p>第 8 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) <u>新株予約権証券</u><br/>a・b ( 略 )</p> <p>( 3 ) <u>債券及び新株予約権付社債券等</u><br/>a・b ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 第 26 条の規定により優先株について、<u>転換条件の変更 ( 転換請求期間の中断を含む。以下同じ。 )</u>として定める期日、<u>転換</u></p> | <p>( 売買立会の区分及び売買立会時 )</p> <p>第 2 条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) <u>新株引受権証券</u><br/>午前立会は、午前 9 時から 11 時までとし、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時 30 分までとする。</p> <p>( 3 ) <u>債券 ( 転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下同じ。 )</u><br/>午前立会は、午前 10 時 30 分から 11 時までの間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとし、午後立会は行わない。</p> <p>( 4 ) <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u><br/>午前立会は、午前 9 時から 11 時までとし、午後立会は、午後 0 時 30 分から 3 時 30 分までとする。</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 売買の種類 )</p> <p>第 8 条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) <u>新株引受権証券</u><br/>a・b ( 略 )</p> <p>( 3 ) <u>債券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u><br/>a・b ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>( 1 ) ( 略 )</p> <p>( 2 ) 第 26 条の規定により優先株又は<u>転換社債券</u>について、<u>転換条件の変更 ( 転換請求期間の中断を含む。以下同じ。 )</u>として定める</p> |

社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。）について、行使条件の変更（行使期間の中断を含む。以下同じ。）として定める期日

(3) 第26条の2の規定により転換社債型新株予約権付社債券について、期中償還請求権に係る権利落として定める期日

(4) (略)

(5) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除く。）の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日

(2) (略)

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株引受権証券は、1証券につき、0.05ポイントとする。この場合において、本所がその都度定める金額を100ポイン

期日

(3) 第26条の2の規定により転換社債券について、期中償還請求権に係る権利落として定める期日

(4) (略)

(5) 利付転換社債券について、当該利付転換社債券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（休業日を除く。）の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号を除き以下同じ。）が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1) 転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日

(2) (略)

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6 (略)

(呼値)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 新株引受権証券は、新株引受権付社債券の額面100円につき、5銭とする。

トとする。

- (4) (略)
- (5) 転換社債型新株予約権付社債券は、額面100円につき、10銭とする。
- (6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、額面100円につき、5銭とする。

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券及び利付新株予約権付社債券等については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券以外の転換社債型新株予約権付社債券については利子含みとする。

9・10 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新株予約権証券は、1証券とする。
- (4) (略)
- (5) 転換社債型新株予約権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。
- (6) 新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)は、本所が定めるところにより、額面100万円又は額面50万円とする。

(転換条件の変更期日)

第26条 普通株に転換する条件が付されている優先株について、転換条件の変更として、新たな転換条件により売買を行う期日(以下「転換条件の変更期日」という。)、転換社債型新株予約権付社債券について、行使条件の変更として、新たな行使条件により売買を行う期日(以下「行使条件の変更期日」という。)は、本所が定める。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)

第26条の2 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券について、期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、本所が定める。

(利子の日割計算)

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し

(4) (略)

- (5) 転換社債券は、額面100円につき、10銭とする。
- (6) 新株引受権付社債券は、額面100円につき、5銭とする。

8 呼値は、株券については配当含みとし、利付債券、利付転換社債券及び新株引受権付社債券については裸相場、利付債券以外の債券及び利付転換社債券以外の転換社債券については利子含みとする。

9・10 (略)

(売買単位)

第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

- (1)・(2) (略)
- (3) 新株引受権証券は、1証券とする。
- (4) (略)
- (5) 転換社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円、額面50万円又は額面10万円とする。
- (6) 新株引受権付社債券は、本所が定めるところにより、額面100万円又は額面50万円とする。

(転換条件の変更期日)

第26条 普通株に転換する条件が付されている優先株又は転換社債券について、転換条件の変更として、新たな転換条件により売買を行う期日(以下「転換条件の変更期日」という。)は、本所が定める。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)

第26条の2 期中償還請求権が付されている転換社債券について、期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、本所が定める。

(利子の日割計算)

第27条 利付債券、利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定め

引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、渡方会員は、利札の引渡しを行わないものとする。

## 2 （略）

（売買の停止）

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

（1）（略）

（1）の2 債券又は新株予約権付社債券等について抽選償還が行われる場合で、本所が必要であると認める場合

（2）～（4）（略）

（立会外分売）

第30条 （略）

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日（第8条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、第8条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3・4 （略）

（立会外分売の値段）

第31条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当等落等の期日、転換条件の変更期日又は行使条件変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要であると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がない

る額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、渡方会員は、利札の引渡しを行わないものとする。

## 2 （略）

（売買の停止）

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

（1）（略）

（1）の2 債券、転換社債券又は新株引受権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要であると認める場合

（2）～（4）（略）

（立会外分売）

第30条 （略）

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日（以下「分売執行日」という。）において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日（第8条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目の日）に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債券の売買において、第8条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3・4 （略）

（立会外分売の値段）

第31条 立会外分売は、前条第2項の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当等落等の期日又は転換条件の変更期日の前日である場合には、本所が定める基準値段。当該銘柄について、国内の他の証券取引所で同時に立会外分売を行う場合において本所が必要であると認めるとき又は届出を受理した日に最終値段（本所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、本所がそ

ときは、本所がその都度定める値段)と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段(以下「分売値段」という。)により行うものとする。

(売買の決済方法)

第38条 (略)

2 売買の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 機構取扱株券及び転換社債型新株予約権付社債券の売買

本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方。次号において同じ。)との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) (略)

(吸収合併の場合の決済物件)

第41条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社(会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。)株券1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株券1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

(有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決

の都度定める値段)と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、本所が適当と認める値段(以下「分売値段」という。)により行うものとする。

(売買の決済方法)

第38条 (略)

2 売買の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 機構取扱株券及び転換社債券の売買

本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方。次号において同じ。)との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) (略)

(吸収合併の場合の決済物件)

第41条 上場会社が他の上場会社若しくは他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、被合併会社(会社以外の法人を含む。)が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降における当該上場会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済)については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。

(有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決

済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除く。))の日)までに行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日
- (3) 期中償還請求権が付されている転換社債型新株予約権付社債券の期中償還請求期間満了の日
- (4) (略)
- (5) 利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日
- (6) 転換社債型新株予約権付社債券の抽選償還の当選番号発表日の前日

4 (略)

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

第43条 抽選により償還されることが確定している債券又は新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)が、当該当選番号発表の日以降、売買の決済のために用いられた場合において、受方会員は、本所が定める規則により、その相手方会員に当該銘柄の他の債券又は新株予約権付社債券等との引換えを請求することができる。

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の水準と当該新株予約権証券等に係る行使又は株券による償還(以下この号及び次号において「行使等」という。)の対象

済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除く。))の日)までに行わなければならない。

- (1) (略)
- (2) 優先株又は転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日
- (3) 期中償還請求権が付されている転換社債券の期中償還請求期間満了の日
- (4) (略)
- (5) 利付転換社債券の利払期日の前日
- (6) 転換社債券の抽選償還の当選番号発表日の前日

4 (略)

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

第43条 抽選により償還されることが確定している債券又は新株引受権付社債券が、当該当選番号発表の日以降、売買の決済のために用いられた場合において、受方会員は、本所が定める規則により、その相手方会員に当該銘柄の他の債券又は新株引受権付社債券との引換えを請求することができる。

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 新株引受権証券、転換社債券、交換社債券又は新株引受権付社債券(以下この号及び次号において「新株引受権証券等」という。)に係る価格の水準と当該新株引受権証券等に係る行使、転換又は株券による償還(以下この号及び次号において「行使等」

株券（以下この号及び次号において「行使等対象株券」という。）の価格の水準の關係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

- a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使等の対象となる株式数の範囲内で行使等対象株券の買付けを行う取引
- b 行使等対象株券の売付けを行うとともに、行使の対象となる株式数とその売付株式数の範囲内となる新株予約権証券等（交換社債券を除く。）の買付けを行う取引

（6）新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため行使等対象株券を売り付ける行為を行っている場合において、当該行為に関して行使等対象株券の買付け（売り付けている行使等対象株券の株式数の範囲内で行うものに限る。）を行う取引に係る買付け

（7）～（11）（略）

（新株予約権証券を付した社債券）

第68条 第2条第1項第3号の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この規程の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

という。）の対象株券（以下この号及び次号において「行使等対象株券」という。）の価格の水準の關係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

- a 新株引受権証券等の売付けを行うとともに、行使等の対象となる株式数の範囲内で行使等対象株券の買付けを行う取引
- b 行使等対象株券の売付けを行うとともに、行使又は転換の対象となる株式数とその売付株式数の範囲内となる新株引受権証券等（交換社債券を除く。）の買付けを行う取引

（6）新株引受権証券等の買付残高を有し、かつ、当該買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため行使等対象株券を売り付ける行為を行っている場合において、当該行為に関して行使等対象株券の買付け（売り付けている行使等対象株券の株式数の範囲内で行うものに限る。）を行う取引に係る買付け

（7）～（11）（略）

（新設）

## 信用取引及び貸借取引規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(新株引受権証券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 正会員は、新株引受権証券(優先出資引受権証券(協同組織金融機関の発行する優先出資引受権証券をいう。))を含む。)、<u>新株予約権証券</u>、上場廃止の基準に該当した銘柄その他本所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>(新株引受権証券等の信用取引の禁止)</p> <p>第3条 正会員は、新株引受権証券(優先出資引受権証券(協同組織金融機関の発行する優先出資引受権証券をいう。))を含む。)、<u>新株引受権証券</u>、上場廃止の基準に該当した銘柄その他本所が適当でないと認めた銘柄について、信用取引を行ってはならない。</p> |

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 上場申請に係る株券又は優先出資証券についての指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</u></p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した後、<u>当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>(法令に基づく電磁的記録の取扱い)</p> <p>第18条 <u>法令に基づき電磁的記録が作成されている場合においては、原則として、新規上場申請者又は本所の上場有価証券の発行者が本所の規則に基づき行うべき書類等の提出(法令に基づき作成すべき書類等の写しの提出を含む。以下この条において同じ。)については、当該電磁的記録又は当該電磁的記録に記録された内容</u></p> | <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 新規上場申請者は、本所が上場申請に係る有価証券の上場を承認した場合には、第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類を提出し、本所が当該有価証券の上場について公表した<u>日の翌日から当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類について本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>(新設)</p> |

を記載した書面の提出によりこれを行うものとする。

2 前項の規定に基づき電磁的記録又は電磁的記録に記録された内容を記載した書面を提出した場合における本所の規則の適用については文書をもって同項の書類等の提出を行ったものとみなすほか、本所の規則の適用においては、法令に基づき作成された電磁的記録は当該電磁的記録に相当する文書と、当該電磁的記録に記録された事項は当該文書に記載された事項と、それぞれみなすものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でない<del>と認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。)</del>を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。))をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により<u>総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。))</u>の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数(以下「少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p><u>(10) 指定保管振替機関における取扱いに係る同意</u></p> <p><u>当該銘柄について指定保管振替機関に対す</u></p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でない<del>と認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。)</del>を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。))をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により<u>発行済株式総数(発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。))</u>の過半数若しくは出資の総額の過半数が所有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数(以下「少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(新設)</p> |

る保振法第6条の2に規定する同意を行って  
いること又は上場の時までに当該同意を行う  
見込みのあること。

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第6号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第15号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 第4条第1項第7号から第10号までに適合していること。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第15号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するもの

2 (略)

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第6号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券又は優先出資証券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第14号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券又は優先出資証券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)・(2) (略)

(Q-Boardへの上場審査基準)

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)~(5) (略)

(6) 第4条第1項第7号から第9号までに適合していること。

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1号から第5号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第14号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するもの

とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第2号の規定は、この改正規定の施行の日以後の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づいて行う株主の分布状況の審査から適用する。

とする。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a 株式、<u>新株予約権及び新株予約権付社債の発行又は売出し</u></p> <p>b ~ t (略)</p> <p>u <u>上場会社又はその子会社の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与</u></p> <p>v ~ a b (略)</p> <p>a c <u>上場債券(上場新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第2条に規定する新株予約権付社債券等をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rにおいて同じ。)</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d <u>指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p>a e ~ a g (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ n (略)</p> | <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a 株式、<u>転換社債及び新株引受権付社債の発行若しくは売出し又は新株引受権証券の売出し</u></p> <p>b ~ t (略)</p> <p>u <u>商法第280条の19に規定する新株の引受権その他のストック・オプションと認められるものの付与</u></p> <p>v ~ a b (略)</p> <p>a c <u>上場債券(上場転換社債券及び上場新株引受権付社債券を含む。以下このa b及び次の(2) rにおいて同じ。)</u>に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項</p> <p>a d <u>財団法人証券保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている上場有価証券についての株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号)第5条第3項に規定する同意に係る重要な事項</u></p> <p>a e ~ a g (略)</p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ n (略)</p> |

- 株主(優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。)による株式又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行の差止めの請求

p ~ u (略)

(3)・(4) (略)

2 ~ 6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 上場新株予約権証券、上場債券又は上場新株予約権付社債等に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) 上場有価証券の償還又は消却

(9) (略)

(10) 株券、優先出資証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録(その取下げを含む。)

(11) (略)

(12) 公募(一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債等又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあ

- 株主(優先出資法に規定する普通出資者又は優先出資者を含む。以下この規則において同じ。)による株式の発行の差止めの請求

p ~ u (略)

(3)・(4) (略)

2 ~ 6 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) ~ (6) (略)

(7) 上場新株引受権証券に係る新株引受権付社債に関する社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更又は上場債券、上場転換社債若しくは上場新株引受権付社債に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) 上場有価証券の償還又は買入消却

(9) (略)

(10) 株券、優先出資証券、転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録(その取下げを含む。)

(11) (略)

(12) 公募(一般募集による転換社債若しくは新株引受権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。)又は売出しに係る元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格(転換社債又は転換株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあっては発行価格及び転

つては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権付社債等(新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

(13) (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するとともに、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は移転するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第11条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場新株予約権証券又は上場新株予約権付社債券等に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を福岡市又はその周辺に設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な周知)

第11条の2 上場会社は、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図るものとする。

平成8年4月1日改正付則

この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

換の条件又は売出価格、新株引受権付社債(新株引受権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格)

(13) (略)

(転換社債の転換の通知等)

第7条 上場会社は、転換社債若しくは転換株式について上場株式への転換が行われる場合又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するとともに、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行するものとする。

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債について期中償還請求権の行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第11条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、上場転換社債又は上場転換株式の株式への転換事務取扱所又は取次所及び上場新株引受権証券又は上場新株引受権付社債の新株引受権の行使事務取扱所又は取次所を福岡市又はその周辺に設置するものとする。

(公告の方法)

第11条の2 上場会社の公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(全国版)に掲げて行うものとする。

平成8年4月1日改正付則

1 この改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

2 改正後の第11条の2の規定にかかわらず、当該規定の適用を受ける者は、当分の間、次の各号に掲げる上場会社に限るものとする。

(1) この改正規定施行の際、当該規定に規定する事項につき、既に実施している上場会社

(2) この改正規定施行の日以降、新たに上場会社となる者

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p><u>(14) 指定保管振替機関における取扱いに係る同意の撤回</u></p> <p><u>上場会社が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p>(Q-Board上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第4号から<u>第15号</u>まで(第8号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>(Q-Board上場銘柄の上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 Q-Board上場銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前条第4号から<u>第14号</u>まで(第8号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合</p> |

受託契約準則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日、<u>転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)</u>について、<u>新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</u></p> <p>(3) 期中償還請求権が付されている<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>について、期中償還請求権に係る権利落の期日として取引所の定める期日</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>利付転換社債型新株予約権付社債券</u>について、当該<u>利付転換社債型新株予約権付社債券</u>の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>利付転換社債型新株予約権付社債券</u>の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、顧客は、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して</p> | <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株又は<u>転換社債券</u>について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p>(3) 期中償還請求権が付されている<u>転換社債券</u>について、期中償還請求権に係る権利落の期日として取引所の定める期日</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>利付転換社債券</u>について、当該<u>利付転換社債券</u>の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>利付転換社債券</u>の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、顧客は、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9</p> |

6日目の日の午前9時までに、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日

(2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 債券(新株予約権付社債券等(新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日(取引所が定めるところにより、決済を繰り延べる場合にあっては、当初の決済日をいう。以下この条において同じ。)までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

時までに、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日

(2) (略)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 債券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日(取引所が定めるところにより、決済を繰り延べる場合にあっては、当初の決済日をいう。以下この条において同じ。)までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託(第4号に定める売付けの委託を除く。)において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(2) 新株予約権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株予約権証券

(3) (略)

(4) 新株予約権付社債券等の売付けについては、新株予約権付社債券にあつては売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の新株予約権付社債券、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約券証券

2 (略)

(削る)

(吸収合併の場合の決済物件)

第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、債券、転換社債券及び新株引受権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託(第4号に定める売付けの委託を除く。)において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) (略)

(2) 新株引受権証券の売付けについては、売買単位の券種の新株引受権証券

(3) (略)

(4) 転換社債券又は新株引受権付社債券の売付けについては、額面金額が売買単位の券種の転換社債券又は新株引受権付社債券

2 (略)

3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、取引所が売買単位を超える券種の株券の引渡しを承認した銘柄について、当該券種の株券の表示する株式数の整数倍の売付けの決済を行う場合には、顧客は、当該券種の株券を引き渡すことができる。

(吸収合併の場合の決済物件)

第16条 上場会社が他の上場会社若しくは国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社を吸収合併する場合において、

被合併会社（会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。）株式1株に対して1株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済（旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済）については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）を決済物件として取り扱うことができる。

（証券保管振替機構業務規程等の適用）

第18条 機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

（口座振替による受渡し）

第19条 正会員は、顧客から機構取扱株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

被合併会社（会社以外の法人を含む。以下この条において同じ。）が株券の提出を求めないときは、合併登記日の翌日以降の当該上場会社の株券の売買の決済（旧株券と新株券の双方が上場されている場合は、新株券の売買の決済）については、合併登記日の翌日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券（株式数が読み替えられる株券を除く。）を決済物件として取り扱うことができる。

（証券保管振替機構業務規程等の適用）

第18条 機構取扱株券又は転換社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

（口座振替による受渡し）

第19条 正会員は、顧客から機構取扱株券又は転換社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に定める率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(5) (略)

(6) 国内の証券取引所に上場されている社債券(新株予約券付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の85

(6)の2 国内の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

100分の80

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されてい

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(5) (略)

(6) 国内の証券取引所に上場されている社債券又は国内の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。)

転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券 100分の85

転換社債券及び新株引受権付社債券 100分の80

(新設)

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されてい

る会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する転換社債型新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8)～(14) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの  
国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債型新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの  
日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)～(5) (略)

（新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済）

第38条 新株引受権（優先出資引受権を含む。）、新株券を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。）若しくは会社の分割による株式を受ける権利、上場会社（投資信託受益証券の発行者を除く。以下この条において同じ。）が他の上場会社に吸収合併されるとき（吸収合併される上場会社の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券

る会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する転換社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8)～(14) (略)

3 有価証券の時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第14号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの

国内の証券取引所における最終価格（国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券、同項第7号に規定する転換社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)～(5) (略)

（新株引受権等が付与された場合の有価証券の弁済）

第38条 新株引受権（優先出資引受権を含む。）又は新株券を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。）若しくは会社の分割による株式を受ける権利（以下「新株引受権等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとす

の双方が上場されることとなるときに限る。)  
において、吸収合併される上場会社の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権（以下「新株引受権等」という。）が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該新株引受権等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

(新株予約権証券を付した社債券)

第43条 第11条第1項の同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権券であって、一体で売買するものとして上場されたものは、この準則の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この附則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

る。

(新設)

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p>d (略)</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>c (略)</p> |
| <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p><u>(5) 当該銘柄(保振法第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p>(6) (略)</p>   | <p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>                                    |

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

**債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券(国債証券、外国債券、<u>新株予約権付社債券及び新株予約権証券</u>と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(<u>新株予約権付社債券及び新株予約権証券</u>と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第5号から第11号まで若しくは第14号並びに第15号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第5号から第10号までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、債券(国債証券、外国債券、<u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>を除く。以下同じ。)の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(<u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券の上場廃止基準)</p> <p>第7条 上場社債券の発行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第5号から第11号まで若しくは第14号(同基準第2条の2第3号の規定の適用を受ける場合を含む。)のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第5号から第10号までのいずれかに該当した状態となったと本所が認めた場合</p> <p>2 (略)</p> |

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株予約権付社債券等</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債券及び新株予約権証券の一体売買に係る上場申請)</p> <p>第1条の2 <u>同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券については、その発行者は、当該社債券及び新株予約権証券を一体で売買するものとして上場申請することができる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する社債券及び新株予約権証券は、この特例の適用については、新株予約権証券を付した社債券とみなす。</u></p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株予約権付社債券又は前条の規定に基づき新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券(以下「新株予約権付社債券等」という。)</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該新株予約権付社債券等の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</u></p> <p>(3) <u>当該新株予約権付社債券等の本券の見本。</u>ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見</p> | <p>転換社債券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>転換社債券</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>転換社債券</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該転換社債券の発行に係る信託証書及び社債管理委託契約書その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</u></p> <p>(3) <u>当該転換社債券の本券の見本。</u>ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同</p> |

本のほか、同 c 後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株予約権付社債券等の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から e までに適合していること。

a・b (略)

c 新株予約権付社債券等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って新株予約権付社債券等の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 当該銘柄が株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合であつて、かつ、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議が行われている新株予約権付社債券(以下「転換社債型新株予約権付社債券」という。)である場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

e 新株予約権の譲渡につき制限を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

c 後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。

2・3 (略)

(上場審査基準)

第3条 転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a・b (略)

c 転換社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って転換社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。

d 上場申請銘柄が株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合には、次の(a)及び(b)に適合していること。

(a) 上場申請銘柄の発行者が発行する株券が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。

(b) 上場申請銘柄が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

る。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 新株予約権付社債等の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c・d (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることによ

る。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次の a から d までに適合していること。

a (略)

b 転換社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c・d (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社又は日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止され又は日本証券業協会において登録取消されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることによ

り本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

次の a 及び b に適合していること。

a 当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該新株予約権付社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する新株予約権付社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する新株予約権付社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) (略)

(上場契約)

第3条の2 本所が新株予約権付社債券等を上場する場合には、当該上場申請に係る新株予約権付社債券等の発行者は、本所所定の新株予約権付社債券等上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場新株予約権付社債券等の発行者が他の新株予約権付社債券等の上場を申請

り本所において上場廃止されるものであって、当該債務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

次の a 及び b に適合していること。

a 当該債務を承継した非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社若しくは日本証券業協会に株券が登録されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債券が、国内の証券取引所において上場廃止又は日本証券業協会において登録取消しされるものであり、かつ、当該転換社債券をもって、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債券に係る払込みを行うことができるものとする場合の当該他の会社の発行する転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 当該完全子会社となる会社の発行する転換社債券をもってする上場申請銘柄の発行に係る払込みを希望するすべての者が当該払込みを行えること。

(2) (略)

(上場契約)

第3条の2 本所が転換社債券を上場する場合には、当該上場申請に係る転換社債券の発行者は、本所所定の転換社債券上場契約書を提出するものとする。ただし、本所の上場転換社債券の発行者が他の転換社債券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株予約権付社債券等の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する新株予約権付社債券等全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄(新株予約権付社債券に限る。)については、この限りでない。

(1) 新株予約権付社債券等上場契約について重大な違反を行った場合又は新株予約権付社債券等上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 新株予約権付社債券等の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合

(3) (略)

(4) 上場新株予約権付社債券等の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(5) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る義務が承継される場合

(6) 当該銘柄について新株予約権の譲渡につき制限を行うこととした場合

(7) 当該銘柄(保振法第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものであって、かつ、転換社債型新株予約権付社債券であるものに限る。)の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(上場廃止基準)

第4条 上場転換社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者が発行する転換社債券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

(1) 転換社債券上場契約について重大な違反を行った場合又は転換社債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(2)・(3) (略)

2 転換社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 転換請求期間が満了となる場合

(3) (略)

(4) 上場転換社債券の発行者が、当該銘柄について期限の利益を喪失した場合

(5) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される場合

(新設)

(6) 当該銘柄が保振法第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合には、次のa又はbに適合しなくなったこと。

a 当該銘柄の発行者が発行する株券が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。

b 当該銘柄が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。

( 8 ) ( 略 )

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日において上場されている新株予約権付社債券等の発行者が、この改正規定の施行の日以後、最初に新株予約権付社債券等の上場を申請する場合には、改正後の第 3 条の 2 ただし書きの規定は適用しない。

( 7 ) ( 略 )

新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株予約権証券</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株予約権証券</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、当該<u>新株予約権証券</u>に係る、<u>新株予約権付社債券等</u>に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により<u>新株予約権証券</u>を付した社債券とみなされる社債券及び<u>新株予約権証券</u>の上場を同時に申請する場合には、提出を要しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>新株予約権証券</u>の発行に関する<u>発行事務委託契約書</u>その他の本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>新株予約権証券</u>の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)、第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)<u>又は第7号(株式移転に係る部分に限る。)</u>に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第3号に規定する<u>新設合併</u>、同項第6号に規定する<u>新設分割</u><u>又は同項第7号に規定する株式移転</u>に係る上場会社の株主総会の決議後に限</p> | <p>新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>新株引受権証券</u>の上場について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場申請)</p> <p>第2条 <u>新株引受権証券</u>の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、当該<u>新株引受権証券</u>に係る<u>新株引受権付社債券</u>の上場を同時に申請する場合には、提出を要しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該<u>新株引受権証券</u>に係る<u>新株引受権付社債</u>の発行に関する<u>社債管理委託契約書</u>その他本所が必要と認める書類又はこれらに類する書類の各写</p> <p>(3) 当該<u>新株引受権証券</u>の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>2 上場申請銘柄が、次条第3項第3号(上場会社の新設合併に係る部分に限る。)<u>又は第6号(上場会社の新設分割に係る部分に限る。)</u>に該当する場合には、その発行者の設立前においても、同項第3号<u>又は第6号</u>に規定する<u>新設合併</u><u>又は新設分割</u>に係る上場会社の株主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が</p> |

り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該上場会社が行うものとする。

3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株予約権証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が次のaからcまでに適合していること。

a 発行された新株予約権証券が4,000証券以上であること

b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。

(a) (略)

(b) 消化証券数

新株予約権証券の総数の50%

c 当該新株予約権証券が本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って当該新株予約権証券を作成する旨を確約しているものであること。

d 新株予約権の譲渡につき制限を行っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。

a 上場申請時において新株予約権証券が300証券以上であること。

b 新株予約権証券が、本所が定めるところ

行うものとする。

3 (略)

(上場審査基準)

第3条 新株引受権証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が次のaからcまでに適合していること。

a 発行された新株引受権証券が4,000証券以上であること。

b 上場申請銘柄の発行者が販売先として指定した者以外の者による消化又はその見込みが、次の(a)及び(b)に定めるところと同程度以上のものであること。

(a) (略)

(b) 消化額

新株引受権証券に係る新株引受権付社債券の発行額面総額の50%

c 当該新株引受権証券が本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って当該新株引受権証券を作成する旨を確約しているものであること。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。

a 上場申請時において新株引受権証券が300証券以上であること。

b 新株引受権証券が、本所が定めるところ

に従って作成されているものであること。

c (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該義務を承継した非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

(7) 上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、

に従って作成されているものであること。

c (略)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。

(1)~(3) (略)

(4) 上場会社が他の上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、分割する上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであるとき。

第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(5) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社と吸収分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該吸収分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。

前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 上場会社が他の非上場会社と吸収分割を行う場合又は新設分割を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行したものであり、かつ、当該分割により当該上場申請銘柄に係る債務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該債務を承継した非上場会社又は新設会社の株券について当該分割前に上場申請が行われたとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該債務を承継した非上場会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

(新設)

上場申請銘柄が、当該上場会社が発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより本所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第3号若しくは第6条第2項第2号の適用を受けるとき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること(当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の適用を受けるときに限る。)。

b 上場申請銘柄が第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。

(8) 国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、上場申請銘柄が、当該非上場会社の発行したものであり、かつ、当該株式交換又は株式移転により当該上場申請銘柄に係る義務を承継させることにより国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであって、当該他の会社が上場会社であるとき又は株券上場審査基準第4条第3項第2号若しくは第6条第2項第2号の適用を受けるとき。

a 当該他の会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること(当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第2号又は第6条第2項第2号の適用を受けるときに限る。)。

b 前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

(上場契約)

第3条の2 本所が新株予約権証券を上場する場合には、当該上場申請に係る新株予約権証券の発行者は、本所所定の新株予約権証券上場契約

(新設)

(上場契約)

第3条の2 本所が新株引受権証券を上場する場合には、当該上場申請に係る新株引受権証券の発行者は、本所所定の新株引受権証券上場契約

書を提出するものとする。ただし、本所の上場新株予約権証券の発行者が他の新株予約権証券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株予約権証券の発行会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行会社が発行する新株予約権証券全銘柄の上場を廃止する。

- (1) 新株予約権証券上場契約について重大な違反を行った場合又は新株予約権証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合
- (削る)

2 新株予約権証券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 上場新株予約権証券が300証券未満となった場合
- (2) 新株予約権の行使期間が満了となる場合
- (3) 上場新株予約権証券の新株予約権の行使が制限されることとなった場合

- (4) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る義務が承継される場合

書を提出するものとする。ただし、本所の上場新株引受権証券の発行者が他の新株引受権証券の上場を申請する場合には、提出を要しない。

(上場廃止基準)

第4条 上場新株引受権証券の発行会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行会社が発行する新株引受権証券全銘柄の上場を廃止する。ただし、第3号に該当する場合において、本所が特に上場の継続を必要と認める銘柄については、この限りでない。

- (1) 新株引受権証券上場契約について重大な違反を行った場合又は新株引受権証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合
- (2) 発行する株券が株券上場廃止基準第2条又は第2条の2の各号のいずれかに該当した場合(次号に該当する場合を除く。)
- (3) 株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合で、当該他の会社が上場会社であるとき又はその発行する株券若しくは外国株預託証券が株券上場審査基準第4条第5項若しくは第6条第4項の規定により速やかに上場される見込みのあるとき。

2 新株引受権証券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

- (1) 上場新株引受権証券が300証券未満となった場合
- (2) 新株引受権の行使請求期間が満了となる場合
- (3) 上場新株引受権証券に係る新株引受権付社債の発行会社が、当該新株引受権付社債について期限の利益を喪失した場合。ただし、本所が特に上場の継続を必要と認めるときを除く。

- (4) 他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される場合

( 5 ) 当該銘柄について新株予約権の譲渡につき制限を行うこととした場合

( 6 ) 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

( 上場手数料及び年賦課金 )

第 5 条 新株予約権証券を上場申請する発行会社及び上場新株予約権証券の発行会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律 ( 平成 1 3 年法律第 1 2 8 号。以下この項において「商法等改正法」という。 ) 附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 3 4 1 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

( 新設 )

( 5 ) 前 3 号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合

( 上場手数料及び年賦課金 )

第 5 条 新株引受権証券を上場申請する発行会社及び上場新株引受権証券の発行会社は、本所が定める上場手数料及び年賦課金を納入するものとする。

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、  
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(業務規程の読替え)<br/>           第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第8条第3項、第30条、第31条及び第45条第1項の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第14条」と、同第8条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第22条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第30条中「第8条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条」と、同第31条中「当該銘柄の配当落等の期日、<u>転換条件の変更期日又は行使条件の変更日</u>の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、同第45条第1項中「第42条第3項に規定する貸借の決済」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第28条第3項に規定する貸借の決済並びに第50条に規定する損失額に相当する金額の預託」とする。</p> <p align="center">付則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>(業務規程の読替え)<br/>           第30条 受益証券に係る業務規程第2条第2項、第8条第3項、第30条、第31条及び第45条第1項の規定の適用については、同第2条第2項中「前項」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第14条」と、同第8条第3項中「次の各号に掲げる日の売買」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第22条第1項の規定により受益証券について収益分配落として定める期日の売買」と、同第30条中「第8条第3項各号(第3号を除く。)に掲げる日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、「銘柄が、有価証券上場規程株券上場廃止基準第2条若しくは優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条」とあるのは「受益証券が、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第10条」と、同第31条中「当該銘柄の配当落等の期日<u>又は</u>転換条件の変更期日の前日」とあるのは「受益証券の収益分配落の期日」と、同第45条第1項中「第42条第3項に規定する貸借の決済」とあるのは「日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例第28条第3項に規定する貸借の決済並びに第50条に規定する損失額に相当する金額の預託」とする。</p> |

## 定率会費の算出の基準及び徴収標準率の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>新株予約権証券</u>の市場内における売買代金の万分の1.28<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>3 <u>新株予約権付社債券等</u>の市場内における売買代金の万分の0.4<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>4 <u>新株予約権付社債券等</u>を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに額面100円につき 2厘5毛<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>5 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>定款第14条第3項の規定に基づく定率会費の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>新株引受権証券</u>の市場内における売買代金の万分の1.28<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>3 <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>の市場内における売買代金の万分の0.4<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>4 <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u>を除く債券の市場内における売付け又は買付けごとに額面100円につき 2厘5毛<br/>ただし、特別会員は徴収しない。</p> <p>5 (略)</p> |

## 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の受け券面の総額又は渡し券面の総額に、各社債の金額(商法(明治32年法律第48号)第299条に規定する各社債の金額をいう。)につき6円を乗じて得た額</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>転換社債券</u></p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該<u>転換社債券</u>の受け券面の総額又は渡し券面の総額に、各社債の金額(商法(明治32年法律第48号)第299条に規定する各社債の金額をいう。)につき6円を乗じて得た額</p> |

信託金代用有価証券に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 会員が、信託金の代用として、本所に差し入れることができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。))第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。))</u></p> <p style="text-align: right;">100分の85</p> <p>(6)の2 <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権</u></p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第2条 会員が、信託金の代用として、本所に差し入れることができる有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。))第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。))</u></p> <p style="text-align: right;"><u>転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券</u> 100分の85</p> <p style="text-align: right;"><u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u> 100分の80</p> <p>(新設)</p> |

付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。）が発行する社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(7)の2 日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の80

(8)～(11) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する社債券（交換社債券以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券

100分の85

転換社債券及び新株引受権付社債券

100分の80

(新設)

(8)～(11) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受券付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号に規定する転換社債券及び新株引受券付社

日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)・(4) (略)

3 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この附則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)・(4) (略)

3 (略)

## 対当取引の報告に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>新株予約権証券</u>については、200証券以上の対当取引</p> <p>(4) <u>転換社債型新株予約権付社債券</u>については、額面3億円以上の対当取引</p> <p>(5) <u>新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)</u>については、額面1億円以上の対当取引</p> <p style="text-align: center;">付則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。</p> <p>3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。</p> | <p>(対当取引に係る報告)</p> <p>第2条 正会員は、本所の市場において次の各号に定める対当取引を行った場合には、所定の様式により、本所に取引内容の報告を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>新株引受権証券</u>については、200証券以上の対当取引</p> <p>(4) <u>転換社債券</u>については、額面3億円以上の対当取引</p> <p>(5) <u>新株引受権付社債券</u>については、額面1億円以上の対当取引</p> |

**安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（<u>役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。</u>）に係る有価証券（<u>時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券</u>（以下「<u>時価新株予約権証券</u>」という。）又は<u>当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等</u>（以下「<u>時価新株予約権付社債券等</u>」という。）<u>以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。</u>）の発行者が発行する上場株券（<u>時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等</u>）、又は上場優先出資証券について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「<u>施行令</u>」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「<u>安定操作期間</u>」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、<u>時価新株予約権証券又は時価新株予約権付社債券等</u>について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託又は証券会社若しくは外国証券会社への売付けを除く。）をしてはならない。</p> <p>上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> | <p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（<u>商法第280条の19に規定する新株の引受権その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。</u>）に係る有価証券（<u>時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券</u>（以下「<u>時価新株引受権証券</u>」という。）<u>以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券</u>（以下「<u>時価転換社債券</u>」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下「<u>時価新株引受権付社債券</u>」という。）<u>以外の社債券を除く。</u>）の発行者が発行する上場株券（<u>時価新株引受権証券の売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権付社債券</u>）又は上場優先出資証券（<u>協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。</u>）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「<u>施行令</u>」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「<u>安定操作期間</u>」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、<u>時価新株引受権証券、時価転換社債券又は時価新株引受権付社債券</u>について買付けの受託又は売付け（証券会社若しくは外国証券会社からの買付けの受託又は証券会社若しくは外国証券会社への売付けを除く。）をしてはならない。</p> <p>上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p> |

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>( 売買システムによる売買以外の売買 )</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券</u>等の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買( 本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 同時呼値の順位 )</p> <p>第 6 条 規程第 1 0 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値( 以下「同時呼値」という。 ) の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券</u>等<br/>a ~ c ( 略 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 約定値段を定める場合の合致数量 )</p> <p>第 1 0 条 規程第 1 2 条第 3 項第 3 号 b に規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券</u>等について、規程第 1 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。</p> <p>( 2 ) ・ ( 3 ) ( 略 )</p> <p>( 転換社債型新株予約権付社債券の売買単位 )</p> <p>第 1 3 条 規程第 1 5 条第 5 号に規定する<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円、額面 1 0 万円券のものは額面 1 0 万円とする。</p> <p>( 新株予約権付社債券等の売買単位 )</p> <p>第 1 4 条 規程第 1 5 条第 6 号に規定する<u>新株予約権付社債券等</u>( <u>転換社債型新株予約権付社債券を除く。</u> ) の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円とする</p> | <p>( 売買システムによる売買以外の売買 )</p> <p>第 2 条 規程第 6 条ただし書に規定する本所が定める売買は、次の各号に定める売買とする。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u>の当日決済取引、普通取引及び発行日決済取引に係る売買( 本所のみを上場されている銘柄の株券の普通取引及び発行日決済取引を除く。 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p>( 同時呼値の順位 )</p> <p>第 6 条 規程第 1 0 条第 2 項第 2 号 b に規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値( 以下「同時呼値」という。 ) の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u><br/>a ~ c ( 略 )</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>( 約定値段を定める場合の合致数量 )</p> <p>第 1 0 条 規程第 1 2 条第 3 項第 3 号 b に規定する本所が定める他方の呼値の数量は、次の各号に定める数量とする。</p> <p>( 1 ) 株券、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u>について、規程第 1 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に規定する約定値段を定める場合の数量は、最小単位以上の数量とする。</p> <p>( 2 ) ・ ( 3 ) ( 略 )</p> <p>( 転換社債券の売買単位 )</p> <p>第 1 3 条 規程第 1 5 条第 5 号に規定する<u>転換社債券</u>の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円、額面 1 0 万円券のものは額面 1 0 万円とする。</p> <p>( 新株引受権付社債券の売買単位 )</p> <p>第 1 4 条 規程第 1 5 条第 6 号に規定する<u>新株引受権付社債券</u>の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種が、額面 1 0 0 万円券のものは額面 1 0 0 万円、額面 5 0 万円券のものは額面 5 0 万円とする。</p> |

(新たな条件により売買を行う期日)

第19条 規程第26条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、旧条件最終適用日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))とする。

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)  
第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券又は新株予約権付社債券等の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(転換条件の変更期日)

第19条 規程第26条に規定する優先株又は転換社債券について新たな転換条件により売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株又は転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日。ただし、その決済を翌日に繰り延べる売買については、旧条件最終適用日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。))とする。

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)  
第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 普通取引

期中償還請求期間満了の日の3日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券、転換社債券又は新株引受権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日(当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日)から当選番号発表日までとする。

(3)・(4) (略)

(引渡有価証券)

第33条 規程第39条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。

(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券とする。

(3) (略)

(4) 新株予約権付社債券等については、新株予約権付社債券にあっては売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式の新株予約券付社債券とし、それ以外のものにあつては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の社債券及び当該社債券に付したものとみなされる新株予約権証券とする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

(3)・(4) (略)

(引渡有価証券)

第33条 規程第39条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。

(1) 株券(新株引受権証書及び優先出資引受権証書を除く。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。ただし、本所が売買単位を超える券種の株券の引渡しを承認した銘柄(以下「受渡供用承認銘柄」という。)については、当該承認に係る券種の株券を引き渡すことができる。

(2) 新株引受権証券は、売買単位の券種の新株引受権証券とする。

(3) (略)

(4) 転換社債券及び新株引受権付社債券は、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式のものとする。

**監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ~ (m) (略)</p> <p><u>(m)の2 株券上場廃止基準第2条第14号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)</u>に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>(n) <u>株券上場廃止基準第2条第15号</u>(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。))にあつては、第7号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第13号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び<u>第15号</u>のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。</p> | <p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株(優先出資証券を含む。以下同じ。)については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) ~ (m) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(n) <u>株券上場廃止基準第2条第14号</u>(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第2条の各号又は第2条の2の各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第3号の規定による場合を含む。))にあつては、第7号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第13号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び<u>第14号</u>のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。</p> |

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(a)の2 優先株に関する特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(b) 優先株に関する特例第4条第2項第6号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号、第5号若しくは第6号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権証券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。

(a) (略)

(新設)

(b) 優先株に関する特例第4条第2項第5号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理ポストへの割当て

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(12)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(3) 新株引受権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株引受権証券が次のいずれかに該当する場合には、当該新株引受権証券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株引受権証券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に

該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(d) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権証券が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7))bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合又は上場銘柄が同特例第3条第3項第7号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該新株予約権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が次のいずれかに該当する場合には、当該新株予約権付社債券等を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株予約権付社債券等の発行者

該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株引受権証券に係る新株引受権付社債について社債権者集会在が招集されることとなった場合

(c) 新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(新設)

(d) 新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株引受権証券が新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7))bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第4号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)若しくは第5号に該当する場合は、当該新株引受権証券を整理ポストに割り当てる。

(4) (略)

(5) 転換社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場転換社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場転換社債券の発行者の発行する

の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場新株予約権付社債券等に係る社債について社債権者集会在招集されることとなった場合

(c) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(d) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(f) 新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場新株予約権付社債券等が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第3号、第5号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速や

普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合

(b) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するおそれがあると本所が認める場合又は上場転換社債について社債権者集会在招集されることとなった場合

(c) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するおそれがあると本所が認める場合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)

(新設)

(d) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(e) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場転換社債券が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる場合を除く。)、第3号、第5号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合

かに上場される見込みのある場合を除く。)、  
第6号、第7号若しくは第8号に該当する場  
合は、当該新株予約権付社債券等を整理ポス  
トに割り当てる。

(削る)

を除く。)、第6号若しくは第7号に該当す  
る場合は、当該転換社債券を整理ポストに割  
り当てる。

(6) 新株引受権付社債券については、次の  
とおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場新株引受権付社債券が次のいずれか  
に該当する場合には、当該新株引受権付社債  
券を監理ポストに割り当てる。

(a) 上場新株引受権付社債券の発行者の  
発行する普通株が監理ポストに割り当て  
られることとなった場合

(b) 新株引受権付社債券に関する有価証  
券上場規程の特例第4条第2項第4号に  
該当するおそれがあると本所が認める場  
合又は上場新株引受権付社債について社  
債権者集会が招集されることとなった場  
合

(c) 新株引受権付社債券に関する有価証  
券上場規程の特例第4条第2項第5号に  
該当するおそれがあると本所が認める場  
合(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号  
又は第6号の規定によりその承継後速や  
かに上場される見込みのある場合を除  
く。)

(d) 新株引受権付社債券に関する有価証  
券上場規程の特例第4条第2項第6号に  
該当するおそれがあると本所が認める場  
合

b 整理ポストへの割当て

上場新株引受権付社債券が新株引受権付  
社債券に関する有価証券上場規程の特例第  
4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い  
1.(7)bの(a)に規定する合併による  
解散の場合及び株券の不正発行の場合を除  
く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終  
償還期限の到来により新株引受権の行使請

( 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 )

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( e ) までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第 1 号 a の ( n ) の場合において、次の ( e ) に定める日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

( a ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 前条第 1 号 a の ( c )、( d )、( f )、( j )、( k )、( m ) の 2 及び ( n ) までの場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 2 ) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( c ) までに定めるところによる。

( a ) ( 略 )

( a ) の 2 前条第 2 号 a の ( a ) の 2 の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第 4 条第 2 項第 5 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

求期間が満了となる場合を除く。)、第 3 号、第 5 号( 上場銘柄が同特例第 3 条第 3 項第 4 号又は第 6 号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。 ) 若しくは第 6 号に該当する場合は、当該新株引受権付社債券を整理ポストに割り当てる。

( 監理ポスト、整理ポストへの割当期間 )

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

( 1 ) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( e ) までに定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第 1 号 a の ( n ) の場合において、次の ( e ) に定める日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

( a ) ~ ( d ) ( 略 )

( e ) 前条第 1 号 a の ( c )、( d )、( f )、( j )、( k ) 及び ( n ) の場合

本所が必要と認めた日

b ( 略 )

( 2 ) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の ( a ) から ( c ) までに定めるところによる。

( a ) ( 略 )

( 新設 )

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(c) (略)

b (略)

(3) 新株予約権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場新株予約権証券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第3号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第3号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第3号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第3号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうか

(b) 前条第2号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

(c) (略)

b (略)

(3) 新株引受権証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)までに定めるところによる。

(a) 前条第3号aの(a)の場合には、上場新株引受権証券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第3号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第3号本文に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第3号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(新設)

(d) 前条第3号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうか

かを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権証券の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)a、b、e、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) (略)

(5) 新株予約権付社債券等については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場新株予約権付社債券等の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第5号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、

かを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株引受権証券の上場廃止を決定した日の翌日から新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(3)a、b、e又はfに定める上場廃止日の前日までとする。

(4) (略)

(5) 転換社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定めるところによる。

(a) 前条第5号aの(a)の場合には、上場転換社債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第5号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第5号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(新設)

(d) 前条第5号aの(d)の場合には、

本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第5号aの(f)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第8号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株予約権付社債券等の上場廃止を決定した日の翌日から新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(4)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

(削る)

本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第5号aの(e)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該転換社債券の上場廃止を決定した日の翌日から転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(4)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

(6) 新株引受権付社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(d)までに定めるところによる。

(a) 前条第6号aの(a)の場合には、上場新株引受権付社債券の発行者の発行する普通株の監理ポストへの割当期間と同一とする。

(b) 前条第6号aの(b)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第4号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(c) 前条第6号aの(c)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第5号に該当するか

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

どうかを認定した日までとする。

(d) 前条第6号aの(d)の場合には、本所が必要と認めた日から本所が新株引受権付社債に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、本所が当該新株引受権付社債の上場廃止を決定した日の翌日から新株引受権付社債に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.(4)のa、b、d、f又はgに定める上場廃止日の前日までとする。

2 (略)

**呼値に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  |    |        |       |   | 旧   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--|----|--------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| <p>(新株予約権証券及び新株予約権付社債券等の呼値の制限)</p> <p>第6条 正会員は、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p>   |    |        |       |   | <p>(新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券の呼値の制限)</p> <p>第6条 正会員は、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u>について、売買立会終了時に執行することを条件とする呼値を行ってはならない。</p>  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により気配表示が行われている場合における当該気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。</p>                |    |        |       |   | <p>(気配表示による呼値の特別周知)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定により気配表示が行われている場合における当該気配値段に係る呼値の数量を超える数量の対当する呼値については、気配表示に係る数量を対当させ処理することができる。</p>                         |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新株予約権証券</u></p>   |    |        |       |   | <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新株引受権証券</u></p>  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 行使対象上場株券の基準値段  |    |        |       |   | 行使対象上場株券の基準値段   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 値幅   |    |        |       |   | 値幅  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 500円未満のもの  |    |        |       |   | 500円未満のもの   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| $\text{上下 5 ポイント} \times \text{当該新株予約権の行使比率} [100 / \text{新株予約権の行使により発行する株式の発行価額}] \times \text{当該新株予約権証券の交付比率} [\text{新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額} / \text{社債の総額}]$ |    |        |       |   | $\text{上下 5 円} \times \text{当該新株引受権証券の行使比率} [100 / \text{権利行使により発行する株式の発行価額}] \times \text{当該新株引受権証券に係る新株引受権付社債券の付与比率} [\text{権利行使により発行する株式の発行価額の総額} / \text{新株引受権付社債の総額}]$ |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 500円   | 以上 | 1,000円 | 未満のもの | " | 10  | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 1,000円   | "  | 1,500円 | "     | " | 20  | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 1,500円   | "  | 2,000円 | "     | " | 30  | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 2,000円   | "  | 3,000円 | "     | " | 40  | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 3,000円   | "  | 5,000円 | "     | " | 50  | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 5,000円   | "  | 1万円    | "     | " | 100   | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 1万円  | "  | 2万円    | "     | " | 200   | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 2万円  | "  | 3万円    | "     | " | 300   | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |
| 3万円  | "  | 5万円    | "     | " | 400   | ポ | イ | ン | ト | × | " | × | " | × | " |

|         |   |         |   |   |       |      |   |   |   |   |         |   |         |   |   |       |   |   |   |   |   |
|---------|---|---------|---|---|-------|------|---|---|---|---|---------|---|---------|---|---|-------|---|---|---|---|---|
| 5万円     | " | 7万円     | " | " | 500   | ポイント | x | " | x | " | 5万円     | " | 7万円     | " | " | 500   | 円 | x | " | x | " |
| 7万円     | " | 10万円    | " | " | 1,000 | ポイント | x | " | x | " | 7万円     | " | 10万円    | " | " | 1,000 | 円 | x | " | x | " |
| 10万円    | " | 15万円    | " | " | 2,000 | ポイント | x | " | x | " | 10万円    | " | 15万円    | " | " | 2,000 | 円 | x | " | x | " |
| 15万円    | " | 20万円    | " | " | 3,000 | ポイント | x | " | x | " | 15万円    | " | 20万円    | " | " | 3,000 | 円 | x | " | x | " |
| 20万円    | " | 30万円    | " | " | 4,000 | ポイント | x | " | x | " | 20万円    | " | 30万円    | " | " | 4,000 | 円 | x | " | x | " |
| 30万円    | " | 50万円    | " | " | 5,000 | ポイント | x | " | x | " | 30万円    | " | 50万円    | " | " | 5,000 | 円 | x | " | x | " |
| 50万円    | " | 100万円   | " | " | 1万    | ポイント | x | " | x | " | 50万円    | " | 100万円   | " | " | 1万    | 円 | x | " | x | " |
| 100万円   | " | 150万円   | " | " | 2万    | ポイント | x | " | x | " | 100万円   | " | 150万円   | " | " | 2万    | 円 | x | " | x | " |
| 150万円   | " | 200万円   | " | " | 3万    | ポイント | x | " | x | " | 150万円   | " | 200万円   | " | " | 3万    | 円 | x | " | x | " |
| 200万円   | " | 300万円   | " | " | 4万    | ポイント | x | " | x | " | 200万円   | " | 300万円   | " | " | 4万    | 円 | x | " | x | " |
| 300万円   | " | 500万円   | " | " | 5万    | ポイント | x | " | x | " | 300万円   | " | 500万円   | " | " | 5万    | 円 | x | " | x | " |
| 500万円   | " | 1,000万円 | " | " | 10万   | ポイント | x | " | x | " | 500万円   | " | 1,000万円 | " | " | 10万   | 円 | x | " | x | " |
| 1,000万円 | " | 1,500万円 | " | " | 20万   | ポイント | x | " | x | " | 1,000万円 | " | 1,500万円 | " | " | 20万   | 円 | x | " | x | " |
| 1,500万円 | " | 2,000万円 | " | " | 30万   | ポイント | x | " | x | " | 1,500万円 | " | 2,000万円 | " | " | 30万   | 円 | x | " | x | " |
| 2,000万円 | " | 3,000万円 | " | " | 40万   | ポイント | x | " | x | " | 2,000万円 | " | 3,000万円 | " | " | 40万   | 円 | x | " | x | " |
| 3,000万円 | " | 5,000万円 | " | " | 50万   | ポイント | x | " | x | " | 3,000万円 | " | 5,000万円 | " | " | 50万   | 円 | x | " | x | " |
| 5,000万円 |   | 以上もの    | " | " | 100万  | ポイント | x | " | x | " | 5,000万円 |   | 以上もの    | " | " | 100万  | 円 | x | " | x | " |

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)

(注1) 「x当該新株予約権証券の交付比率  
〔新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額〕」については、  
社債券と同時に募集され、かつ、同時に割り  
当てられた新株予約権証券に限って適用す  
る。

(新設)

(注2) 本所が当該値幅を用いることが適当  
でないと認めるときは、本所がその都度定め  
る値幅とする。

(新設)

(3) (略)

(3) (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券

(4) 転換社債券

転換社債型新株予約権付社債券の値幅  
は、次のとおりとする。ただし、呼値の制  
限値幅に関する規則第3条第2項ただし書  
の規定により呼値の制限値幅を5円とする  
場合の値幅は、50銭とする。

転換社債券の値幅は、次のとおりとする。  
ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3  
条第2項ただし書の規定により呼値の制限  
値幅を5円とする場合の値幅は、50銭と  
する。

行使対象上場株券の基準値段 値幅

転換対象上場株券の基準値段 値幅

|           |        |        |   |     |  |   |   |   |  |  |
|-----------|--------|--------|---|-----|--|---|---|---|--|--|
| 500円未満のもの |        |        |   |     | 上下5円×当該転換社債券型新株予約権付社債券の転換比率〔額面100円当たりの発行価格/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額(以下「転換価額」という。)] |   |   |   |  |  |
| 500円以上    | 1,000円 | 未満のもの  | " | 10円 | x  | " | x | " |  |  |
| 1,000円    | "      | 1,500円 | " | 20円 | x  | " | x | " |  |  |

|           |        |        |   |     |  |   |   |   |  |  |
|-----------|--------|--------|---|-----|--|---|---|---|--|--|
| 500円未満のもの |        |        |   |     | 上下5円×当該転換社債券の転換比率〔額面100円当たりの発行価額/転換価額〕 |   |   |   |  |  |
| 500円以上    | 1,000円 | 未満のもの  | " | 10円 | x                                      | " | x | " |  |  |
| 1,000円    | "      | 1,500円 | " | 20円 | x                                      | " | x | " |  |  |

|         |   |         |   |   |        |   |   |   |   |
|---------|---|---------|---|---|--------|---|---|---|---|
| 1,000円  | " | 1,500円  | " | " | 20円    | x | " | x | " |
| 1,500円  | " | 2,000円  | " | " | 30円    | x | " | x | " |
| 2,000円  | " | 3,000円  | " | " | 40円    | x | " | x | " |
| 3,000円  | " | 5,000円  | " | " | 50円    | x | " | x | " |
| 5,000円  | " | 1万円     | " | " | 100円   | x | " | x | " |
| 1万円     | " | 2万円     | " | " | 200円   | x | " | x | " |
| 2万円     | " | 3万円     | " | " | 300円   | x | " | x | " |
| 3万円     | " | 5万円     | " | " | 400円   | x | " | x | " |
| 5万円     | " | 7万円     | " | " | 500円   | x | " | x | " |
| 7万円     | " | 10万円    | " | " | 1,000円 | x | " | x | " |
| 10万円    | " | 15万円    | " | " | 2,000円 | x | " | x | " |
| 15万円    | " | 20万円    | " | " | 3,000円 | x | " | x | " |
| 20万円    | " | 30万円    | " | " | 4,000円 | x | " | x | " |
| 30万円    | " | 50万円    | " | " | 5,000円 | x | " | x | " |
| 50万円    | " | 100万円   | " | " | 1万円    | x | " | x | " |
| 100万円   | " | 150万円   | " | " | 2万円    | x | " | x | " |
| 150万円   | " | 200万円   | " | " | 3万円    | x | " | x | " |
| 200万円   | " | 300万円   | " | " | 4万円    | x | " | x | " |
| 300万円   | " | 500万円   | " | " | 5万円    | x | " | x | " |
| 500万円   | " | 1,000万円 | " | " | 10万円   | x | " | x | " |
| 1,000万円 | " | 1,500万円 | " | " | 20万円   | x | " | x | " |
| 1,500万円 | " | 2,000万円 | " | " | 30万円   | x | " | x | " |
| 2,000万円 | " | 3,000万円 | " | " | 40万円   | x | " | x | " |
| 3,000万円 | " | 5,000万円 | " | " | 50万円   | x | " | x | " |
| 5,000万円 |   | 以上もの    | " | " | 100万円  | x | " | x | " |

( 呼値の単位に満たない端数は切り上げる。 )

( 注 ) 当該転換社債型新株予約権付転換社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付転換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

( 5 ) 新株予約権付社債券等( 転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。 )  
新株予約権付社債券等の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関

|         |   |         |   |   |        |   |   |   |   |
|---------|---|---------|---|---|--------|---|---|---|---|
| 1,000円  | " | 1,500円  | " | " | 20円    | x | " | x | " |
| 1,500円  | " | 2,000円  | " | " | 30円    | x | " | x | " |
| 2,000円  | " | 3,000円  | " | " | 40円    | x | " | x | " |
| 3,000円  | " | 5,000円  | " | " | 50円    | x | " | x | " |
| 5,000円  | " | 1万円     | " | " | 100円   | x | " | x | " |
| 1万円     | " | 2万円     | " | " | 200円   | x | " | x | " |
| 2万円     | " | 3万円     | " | " | 300円   | x | " | x | " |
| 3万円     | " | 5万円     | " | " | 400円   | x | " | x | " |
| 5万円     | " | 7万円     | " | " | 500円   | x | " | x | " |
| 7万円     | " | 10万円    | " | " | 1,000円 | x | " | x | " |
| 10万円    | " | 15万円    | " | " | 2,000円 | x | " | x | " |
| 15万円    | " | 20万円    | " | " | 3,000円 | x | " | x | " |
| 20万円    | " | 30万円    | " | " | 4,000円 | x | " | x | " |
| 30万円    | " | 50万円    | " | " | 5,000円 | x | " | x | " |
| 50万円    | " | 100万円   | " | " | 1万円    | x | " | x | " |
| 100万円   | " | 150万円   | " | " | 2万円    | x | " | x | " |
| 150万円   | " | 200万円   | " | " | 3万円    | x | " | x | " |
| 200万円   | " | 300万円   | " | " | 4万円    | x | " | x | " |
| 300万円   | " | 500万円   | " | " | 5万円    | x | " | x | " |
| 500万円   | " | 1,000万円 | " | " | 10万円   | x | " | x | " |
| 1,000万円 | " | 1,500万円 | " | " | 20万円   | x | " | x | " |
| 1,500万円 | " | 2,000万円 | " | " | 30万円   | x | " | x | " |
| 2,000万円 | " | 3,000万円 | " | " | 40万円   | x | " | x | " |
| 3,000万円 | " | 5,000万円 | " | " | 50万円   | x | " | x | " |
| 5,000万円 |   | 以上もの    | " | " | 100万円  | x | " | x | " |

( 呼値の単位に満たない端数は切り上げる。 )

( 注 ) 当該転換社債券が転換請求期間の中断が行われる転換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日から次に適用される転換価額が確定する日までの間の転換比率の算定における転換価額は、本所がその都度定める。

( 5 ) 新株引受権付社債券  
新株引受権付社債券の値幅は、次のとおりとする。ただし、呼値の制限値幅に関する規則第3条第3項ただし書の規定により

する規則第3条第3項ただし書の規定により呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

呼値の制限値幅を5円とする場合の値幅は、50銭とする。

行使対象上場株券の基準値段 値幅

500円未満のもの

上下5円×当該新株予約権付社債券等の行使比率[100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額]×当該新株予約権付社債券等の付与比率[新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額/新株予約権付社債券等の総額]

|         |    |         |       |   |        |   |   |   |   |
|---------|----|---------|-------|---|--------|---|---|---|---|
| 500円    | 以上 | 1,000円  | 未満のもの | " | 10円    | × | " | × | " |
| 1,000円  | "  | 1,500円  | "     | " | 20円    | × | " | × | " |
| 1,500円  | "  | 2,000円  | "     | " | 30円    | × | " | × | " |
| 2,000円  | "  | 3,000円  | "     | " | 40円    | × | " | × | " |
| 3,000円  | "  | 5,000円  | "     | " | 50円    | × | " | × | " |
| 5,000円  | "  | 1万円     | "     | " | 100円   | × | " | × | " |
| 1万円     | "  | 2万円     | "     | " | 200円   | × | " | × | " |
| 2万円     | "  | 3万円     | "     | " | 300円   | × | " | × | " |
| 3万円     | "  | 5万円     | "     | " | 400円   | × | " | × | " |
| 5万円     | "  | 7万円     | "     | " | 500円   | × | " | × | " |
| 7万円     | "  | 10万円    | "     | " | 1,000円 | × | " | × | " |
| 10万円    | "  | 15万円    | "     | " | 2,000円 | × | " | × | " |
| 15万円    | "  | 20万円    | "     | " | 3,000円 | × | " | × | " |
| 20万円    | "  | 30万円    | "     | " | 4,000円 | × | " | × | " |
| 30万円    | "  | 50万円    | "     | " | 5,000円 | × | " | × | " |
| 50万円    | "  | 100万円   | "     | " | 1万円    | × | " | × | " |
| 100万円   | "  | 150万円   | "     | " | 2万円    | × | " | × | " |
| 150万円   | "  | 200万円   | "     | " | 3万円    | × | " | × | " |
| 200万円   | "  | 300万円   | "     | " | 4万円    | × | " | × | " |
| 300万円   | "  | 500万円   | "     | " | 5万円    | × | " | × | " |
| 500万円   | "  | 1,000万円 | "     | " | 10万円   | × | " | × | " |
| 1,000万円 | "  | 1,500万円 | "     | " | 20万円   | × | " | × | " |
| 1,500万円 | "  | 2,000万円 | "     | " | 30万円   | × | " | × | " |
| 2,000万円 | "  | 3,000万円 | "     | " | 40万円   | × | " | × | " |
| 3,000万円 | "  | 5,000万円 | "     | " | 50万円   | × | " | × | " |

行使対象上場株券の基準値段 値幅

500円未満のもの

上下5円×当該新株引受権付社債券の行使比率[100/権利行使により発行する株式の発行価額]×当該新株引受権付社債券の付与比率[権利行使により発行する株式の発行価額の総額/新株引受権付社債券の総額]

|         |    |         |       |   |        |   |   |   |   |
|---------|----|---------|-------|---|--------|---|---|---|---|
| 500円    | 以上 | 1,000円  | 未満のもの | " | 10円    | × | " | × | " |
| 1,000円  | "  | 1,500円  | "     | " | 20円    | × | " | × | " |
| 1,500円  | "  | 2,000円  | "     | " | 30円    | × | " | × | " |
| 2,000円  | "  | 3,000円  | "     | " | 40円    | × | " | × | " |
| 3,000円  | "  | 5,000円  | "     | " | 50円    | × | " | × | " |
| 5,000円  | "  | 1万円     | "     | " | 100円   | × | " | × | " |
| 1万円     | "  | 2万円     | "     | " | 200円   | × | " | × | " |
| 2万円     | "  | 3万円     | "     | " | 300円   | × | " | × | " |
| 3万円     | "  | 5万円     | "     | " | 400円   | × | " | × | " |
| 5万円     | "  | 7万円     | "     | " | 500円   | × | " | × | " |
| 7万円     | "  | 10万円    | "     | " | 1,000円 | × | " | × | " |
| 10万円    | "  | 15万円    | "     | " | 2,000円 | × | " | × | " |
| 15万円    | "  | 20万円    | "     | " | 3,000円 | × | " | × | " |
| 20万円    | "  | 30万円    | "     | " | 4,000円 | × | " | × | " |
| 30万円    | "  | 50万円    | "     | " | 5,000円 | × | " | × | " |
| 50万円    | "  | 100万円   | "     | " | 1万円    | × | " | × | " |
| 100万円   | "  | 150万円   | "     | " | 2万円    | × | " | × | " |
| 150万円   | "  | 200万円   | "     | " | 3万円    | × | " | × | " |
| 200万円   | "  | 300万円   | "     | " | 4万円    | × | " | × | " |
| 300万円   | "  | 500万円   | "     | " | 5万円    | × | " | × | " |
| 500万円   | "  | 1,000万円 | "     | " | 10万円   | × | " | × | " |
| 1,000万円 | "  | 1,500万円 | "     | " | 20万円   | × | " | × | " |
| 1,500万円 | "  | 2,000万円 | "     | " | 30万円   | × | " | × | " |
| 2,000万円 | "  | 3,000万円 | "     | " | 40万円   | × | " | × | " |
| 3,000万円 | "  | 5,000万円 | "     | " | 50万円   | × | " | × | " |

3,000万円 " 5,000万円 " " 50万 円 x " x "

5,000万円 以上もの " 100万 円 x " x "

( 呼 値 の 単 位 に 満 た な い 端 数 は 切 り 上 げ る 。 )

3,000万円 " 5,000万円 " " 50万 円 x " x "

5,000万円 以上もの " 100万 円 x " x "

( 呼 値 の 単 位 に 満 た な い 端 数 は 切 り 上 げ る 。 )

#### 付則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(<u>新株予約権証券の制限値幅</u>)<br/>           第2条の2 <u>新株予約権証券の呼値の制限値幅は、当該新株予約権証券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率(100/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額。以下同じ。)</u>及び<u>交付比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/社債の総額。以下同じ。)</u>を乗じて算出した値幅(単独発行された新株予約権証券にあっては、行使比率を乗じて算出した値幅をいう。呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、本所が当該値幅を用いることが適当でないとき、本所がその都度定める値幅とする。</p>  | <p>(<u>新株引受権証券の制限値幅</u>)<br/>           第2条の2 <u>新株引受権証券の呼値の制限値幅は、当該新株引受権証券の発行者の発行に係る新株引受権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率(100/権利行使により発行する株式の発行価額。以下同じ。)</u>及び<u>付与比率(権利行使により発行する株式の発行価額の総額/新株引受権付社債の総額。以下同じ。)</u>を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。</p>  |
| <p>(<u>債券及び新株予約権付社債券等の制限値幅</u>)<br/>           第3条 <u>債券(新株予約権付社債券等を除く。以下同じ。)</u>の呼値の制限値幅は、1円とする。<br/>           2 <u>転換社債型新株予約権付社債券の呼値の制限値幅は、当該転換社債型新株予約権付社債券の発行者の発行に係る行使対象上場株券の呼値の制限値幅に転換比率(額面100円当たりの発行価額/新株予約権の行使により発行する株式の発行価額(以下「転換価額」という。当該転換社債型新株予約権付社債券が行使期間の中断が行われる転換社債型新株予約権付社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める行使条件の変更期日(以下「行使条件の変更期日」という。))から次に適用される転換価額が確定する日までの間においては、本所がその都度定める額))を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。</u><br/>           3 <u>新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同</u></p> | <p>(<u>債券、転換社債券及び新株引受権付社債券の制限値幅</u>)<br/>           第3条 <u>債券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下同じ。)</u>の呼値の制限値幅は、1円とする。<br/>           2 <u>転換社債券の呼値の制限値幅は、当該転換社債券の発行者の発行に係る転換対象上場株券の呼値の制限値幅に転換比率(額面100円当たりの発行価額/転換価額(当該転換社債券が転換請求期間の中断が行われる転換社債券である場合において、業務規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日(以下「転換条件の変更期日」という。))から次に適用される転換価額が確定する日までの間においては、本所がその都度定める額))を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。</u><br/>           3 <u>新株引受権付社債券の呼値の制限値幅は、当該新株引受権付社債券の発行</u></p> |
| <p>3 <u>新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同</u></p>   | <p>3 <u>新株引受権付社債券の呼値の制限値幅は、当該新株引受権付社債券の発行</u></p>  |

じ。)の呼値の制限値幅は、当該新株予約権付社債券の発行者の発行に係る新株予約権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率及び付与比率(新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額/新株予約権付社債券等の総額)を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。

(基準値段)

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 新株予約権証券

第1号本文の規定を適用する。

(3) (略)

(4) 転換社債型新株予約権付社債券

第1号本文の規定を適用する。ただし、業務規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日の基準値段及び同規程第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の基準値段は、本所がその都度定める。

(5) 新株予約権付社債券等

第1号本文の規定を適用する。

(6) (略)

2 (略)

3 第1項第2号、第4号及び第5号の規定にかかわらず、新株予約権証券、転換社債型新株予約権付社債券又は新株予約権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

者の発行に係る新株引受権の行使対象上場株券の呼値の制限値幅に行使比率及び付与比率を乗じて算出した値幅(呼値の単位に満たない端数は切り上げる。)とする。ただし、算出した値幅が5円に満たない場合には、5円とする。

(基準値段)

第4条 前3条に規定する呼値の制限値幅の基準値段は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 新株引受権証券

第1号本文の規定を適用する。

(3) (略)

(4) 転換社債券

第1号本文の規定を適用する。ただし、業務規程第26条の規定により定める転換条件の変更期日の基準値段及び同規程第26条の2の規定により定める期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日の基準値段は、本所がその都度定める。

(5) 新株引受権付社債券

第1号本文の規定を適用する。

(6) (略)

2 (略)

3 第1項第2号、第4号及び第5号の規定にかかわらず、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券で新たに上場された銘柄(本所がその都度指定する銘柄を除く。)のうち、上場日の直前に国内の他の証券取引所に上場されている銘柄以外の銘柄の上場日における呼値の制限値幅の基準値段は、本所がその都度定める。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

特別会員を相手方とする売買の決済等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>( 売買の決済 )</p> <p>第 2 条 業務規程第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、売買の決済に係る機構取扱株券以外の有価証券の授受は、次の各号のとおりとする。</p> <p>( 1 ) 普通取引 ( 貸借取引を伴うものを除く。 ) の決済</p> <p>a 正会員の売付 ( 特別会員の買付 ) については、売買契約締結の日から起算して 3 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日。ただし、業務規程第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日及び同規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日に行う売買の場合には、当該売買契約締結の日から起算して 4 日目の日。</p> <p>b 正会員の買付 ( 特別会員の売付 ) については、売買契約締結の日から起算して 5 日目の日。ただし、業務規程第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日及び同規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日及び行使条件の変更期日に行う売買の場合には、当該売買契約締結の日から起算して 6 日目の日</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>( 売買の決済 )</p> <p>第 2 条 業務規程第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、売買の決済に係る機構取扱株券以外の有価証券の授受は、次の各号のとおりとする。</p> <p>( 1 ) 普通取引 ( 貸借取引を伴うものを除く。 ) の決済</p> <p>a 正会員の売付 ( 特別会員の買付 ) については、売買契約締結の日から起算して 3 日目 ( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 ) の日。ただし、業務規程第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日及び同規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日に行う売買の場合には、当該売買契約締結の日から起算して 4 日目の日。</p> <p>b 正会員の買付 ( 特別会員の売付 ) については、売買契約締結の日から起算して 5 日目の日。ただし、業務規程第 25 条第 1 項に規定する配当落等の期日及び同規程第 26 条に規定する転換条件の変更期日に行う売買の場合には、当該売買契約締結の日から起算して 6 日目の日</p> <p>( 2 ) ( 略 )</p> <p>2 ( 略 )</p> |

## 有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(債券等の経過利子)</p> <p>第7条 <u>利付債券又は利付新株予約権付社債券等</u>の引渡しにつき有価証券引渡票を発行した渡方会員は、当該有価証券引渡票を発行した日の翌日以降の経過利子を、受方会員に請求することができない。</p> <p>(有価証券引渡票に係る貸借の決済方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) <u>機構取扱株券及び転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p>渡方会員と受方会員との間において、保管振替機構に開設された口座の振替により行うものとする。この場合において、渡方会員は有価証券引渡票のA片を本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該口座の振替を受けたことを確認し、有価証券引渡票のA片を受領した後、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項に定める有価証券引渡票のA片、有価証券の本所への提出は、<u>機構取扱株券及び転換社債型新株予約権付社債券</u>については、業務規程第36条に定める決済時限から20分以内に、それ以外の有価証券については、当該決済時限から30分以内に行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>(債券等の経過利子)</p> <p>第7条 <u>利付債券、利付転換社債券又は新株引受権付社債券</u>の引渡しにつき有価証券引渡票を発行した渡方会員は、当該有価証券引渡票を発行した日の翌日以降の経過利子を、受方会員に請求することができない。</p> <p>(有価証券引渡票に係る貸借の決済方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) <u>機構取扱株券及び転換社債券</u></p> <p>渡方会員と受方会員との間において、保管振替機構に開設された口座の振替により行うものとする。この場合において、渡方会員は有価証券引渡票のA片を本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該口座の振替を受けたことを確認し、有価証券引渡票のA片を受領した後、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項に定める有価証券引渡票のA片、有価証券の本所への提出は、<u>機構取扱株券及び転換社債券</u>については、業務規程第36条に定める決済時限から20分以内に、それ以外の有価証券については、当該決済時限から30分以内に行わなければならない。</p> |

**抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第43条の規定に基づき、本所における売買の決済に関し用いられた債券又は新株予約権付社債券等(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)(以下「債券等」という。)が抽選により償還されることが確定している債券等(以下「抽選償還当選債券等」という。)である場合の当該抽選償還当選債券等の引換請求等に関し、必要な事項を定める。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第43条の規定に基づき、本所における売買の決済に関し用いられた債券又は新株引受権付社債券(以下「債券等」という。)が抽選により償還されることが確定している債券等(以下「抽選償還当選債券等」という。)である場合の当該抽選償還当選債券等の引換請求等に関し、必要な事項を定める。</p> |

**発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券(新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下この条において同じ。))及び交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。))</u></p> <p align="right">100分の85</p> <p>(6)の2 <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている新株予約権付社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する新株予約権</u></p> | <p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている社債券又は本所若しくは国内の他の証券取引所にその株券が上場されている会社が発行する社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの(交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。))以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。))</u></p> <p align="right"><u>転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券</u> 100分の85</p> <p align="right"><u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u> 100分の80</p> <p>(新設)</p> |

付社債券で、かつ、外国法人以外の会社の発行するもの（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。次号において同じ。）が発行する社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(7)の2 日本証券業協会にその株券が登録されている会社が発行する新株予約権付社債券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の80

(8)・(9) (略)

(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。） 100分の85

(11) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号の2に規定する新株予約権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最

(7) 日本証券業協会にその株券が登録されている会社（株券が店頭管理銘柄として登録されている会社を除く。）が発行する社債券（交換社債券以外の社債券であって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

転換社債券及び新株引受権付社債券を除く社債券 100分の85

転換社債券及び新株引受権付社債券

100分の80

(新設)

(8)・(9) (略)

(10) 前号に掲げる債券の発行者を除く外国法人又は外国若しくは外国の地方公共団体の発行する円貨建外国債券（転換社債券及び交換社債券以外のものであって、かつ、その発行に際して元引受契約が証券会社又は外国証券会社により締結されたものに限る。）

100分の85

(11) (略)

2 時価は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号に規定する株券、同項第6号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券、同項第8号に規定する交換社債券並びに同項第11号に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち本所又は国内の他の証券取引所に上場されているもの

本所又は国内の他の証券取引所における最

終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該気配最終値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号の2に規定する新株予約権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)・(4) (略)

3 (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示が行われているとき又は国内の他の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該気配最終値段）

(2) 前項第2号に規定する株券並びに同項第7号に規定する転換社債券及び新株引受権付社債券のうち日本証券業協会に登録されているもの

日本証券業協会が公表する午後3時（半休日においては、午前11時）現在における直近の売買価格

(3)・(4) (略)

3 (略)

**制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(新株引受権等)</p> <p>第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき新株引受権（優先出資引受権を含む。以下同じ。）、株式分割等による株式を受ける権利（新株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）による株式（優先出資を含む。以下同じ。）を受ける権利、<u>会社分割による株式を受ける権利及び制度信用取引を行っている銘柄の発行者が他の銘柄の発行者に吸収合併されるとき（吸収合併される発行者の株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられ、旧株券と新株券の双方が上場されることとなる</u>）に限る。）において、<u>吸収合併される発行者の株式に対して新株式の割り当てを受ける権利</u>（以下「<u>発行者の吸収合併により株式を受ける権利</u>」という。）をいう。以下同じ。）<u>又は株主割当の方法で発行される新株予約権の引受権</u>（以下「<u>新株予約権の引受権</u>」という。）が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権、<u>株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権</u>の価額（以下「<u>引受権価額</u>」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権、<u>株式分割等による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権</u>の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の引受権</u>（讓</p> | <p>(新株引受権等)</p> <p>第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき新株引受権（優先出資引受権を含む。以下同じ。）<u>又は株式分割等による株式を受ける権利</u>（新株券（優先出資証券を含む。以下同じ。）を追加して発行する株式分割（優先出資分割を含む。以下同じ。）による株式（優先出資を含む。以下同じ。）を受ける権利及び<u>会社分割による株式を受ける権利</u>をいう。以下同じ。）が付与された場合は、別表「引受権価額算出に関する表」により算出した当該新株引受権<u>又は株式分割等による株式を受ける権利</u>の価額（以下「<u>引受権価額</u>」という。）に相当する額の金銭を当該銘柄の新株引受権<u>又は株式分割等による株式を受ける権利</u>の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>(新株式の引受け)</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p> |

渡につき制限を行っている新株予約権に係るものを除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受を希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権証券を引き渡すことにより処理することができもものとする。

4 前3項の規定により正会員が新株券、証書又は新株予約権証券を引き渡すこととなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けしている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

(新株券等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券、証書又は新株予約権証券の授受は、当該銘柄の発行者が新株券、証書又は新株予約権証券の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

別表 引受権価額算出に関する表

1 貸借取引の権利処理のために日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。)がその銘柄について新株引受権、株式分割による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権(以下「新株引受権等」という。)の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

3 前2項の規定により正会員が新株券又は証書を引き渡すこととなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から引受権価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けしている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

(新株券又は証書の授受の日)

第7条 第5条第1項又は第2項の規定による新株券又は証書の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は証書の交付を開始した日(以下「新株券等交付日」という。)以後遅滞なく行うものとする。

別表 引受権価額算出に関する表

1 貸借取引の権利処理のために日本証券金融株式会社(以下「日証金」という。)がその銘柄について新株引受権又は株式分割等による株式を受ける権利(以下「新株引受権等」という。)の売入札を行う場合

$$\frac{\text{新株引受権等処分総代金}}{\text{落札新株引受権等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

2 (略)

3 貸借取引の権利処理のために日証金はその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) 新株引受権、新株券を追加して発行する株式分割による株券を受ける権利、発行者の吸収合併による株式を受ける権利又は新株予約権の引受権

旧株券の権利付売買最終日の最終値段

$$\left[ \frac{\begin{array}{l} \text{旧株券の権利付売買} \\ \text{最終日の最終値段} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{経過} \\ \text{配当金} \end{array}}{1 + \text{新株式割当率}} \right. \\ \left. + \frac{\begin{array}{l} \text{新株式} \\ \text{払込額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{新株式} \\ \text{割当率} \end{array} + \text{経過配当金} \right]$$

(2) (略)

(注) 1. (略)

2. 新株予約権の引受権価額を算出する場合においては、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。

3. 発行者の吸収合併により株式を受ける権利の引受権価額を算出する場合には、「経過配当金」は、「合併に際して吸収合併される発行者の株主に支払われる金額(商法409条第4号に規定する金額をいう。)の1株当たりの額」と読み替える。

4. (略)

5. (略)

2 (略)

3 貸借取引の権利処理のために日証金はその銘柄について新株引受権等の売入札又は買入札を行わない場合

(1) 新株引受権又は新株券を追加して発行する株式分割による株券を受ける権利

旧株券の権利付売買最終日の最終値段

$$\left[ \frac{\begin{array}{l} \text{旧株券の権利付売買} \\ \text{最終日の最終値段} \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{経過} \\ \text{配当金} \end{array}}{1 + \text{新株式割当率}} \right. \\ \left. + \frac{\begin{array}{l} \text{新株式} \\ \text{払込額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{新株式} \\ \text{割当率} \end{array} + \text{経過配当金} \right]$$

(2) (略)

(注) 1. (略)

(新設)

(新設)

2. (略)

3. (略)

6. (略)

7. (略)

8. (略)

9. (略)

10. (略)

4. (略)

5. (略)

6. (略)

7. (略)

8. (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者は、上場申請日前に他の種類の株式への転換が行われる株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行を行っている場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又当該新株予約券の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>第7号に規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、財団法人証券保管振替機構とする。</u></p> | <p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新規上場申請者は、上場申請日前に転換社債、転換株式若しくは新株引受権付社債を発行している場合若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権を付与している場合又はこれらに類するものの発行若しくは付与を行っている場合は、上場申請に係る株券のほか、原則として当該転換社債若しくは転換株式の転換又は当該新株引受権の行使等によって発行することとなる株式数について一括して上場申請を行う旨を有価証券上場申請書に記載するものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(新設)</p>                              |
| <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>dの2 <u>新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の期間が</u></p>               | <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～d (略)</p> <p>dの2 <u>新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第1項第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、最近2年間にその承継前の</u></p> |

含まれる場合は、当該期間における当該継続開示会社から承継する営業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成するものとする。

2部

e ~ h (略)

i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社(上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第4項に規定する「人的関係会社」をいう。)及び資本的关系会社(上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱い第5条第5項に規定する「資本的关系会社」をいう。)の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的关系会社の役員名簿

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日を設けたとき(保振法第31条第1項第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。)は、当該株主名簿若しくは優先出資者名簿の閉鎖時又は基準日(株式会社にあつては、営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日(商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日)を含む。以下「株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする

期間が含まれる場合は、当該期間における当該継続開示会社から承継する営業に係る財務計算に関する書類

この場合において、当該財務計算に関する書類は、本所が定める「部門財務情報の作成基準」に従って作成するものとする。

2部

e ~ h (略)

i 上場前の公募又は売出し等に関する規則第3条の2第2号に規定する競争入札による公募等を行う場合には、人的関係会社及び資本的关系会社(株券上場審査基準の取扱い1.(1)に規定する「人的関係会社」及び「資本的关系会社」をいう。)の一覧表及び当該人的関係会社及び資本的关系会社の役員名簿

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、商法又は優先出資法の規定により株主名簿又は優先出資者名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日を設けたとき(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)第31条第1項第3号の規定に基づき財団法人証券保管振替機構が実質株主の通知を行った場合を含む。)は、当該株主名簿若しくは優先出資者名簿の閉鎖時又は基準日(株式会社にあつては、営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日(商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日)を含む。以下「株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株

k ~ o (略)

(5) (略)

14. 第10条(新株券等の上場)関係

(1)・(2) (略)

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合の取扱い基準

転換予約権付株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来する増資新株券は、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(4) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) (略)

(2) 本所は、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換又は新株予約権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

付 則

1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、

式の分布状況表」を提出するものとする

k ~ o (略)

(5) (略)

14. 第10条(新株券等の上場)関係

(1)・(2) (略)

(3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合の取扱い基準

転換社債若しくは転換株式の転換請求期間中又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使請求期間中に割当日(基準日)が到来する増資新株券は、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

(4) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) (略)

(2) 本所は、転換社債若しくは転換株式の転換又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により発行される株券を、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

改正後の規定を適用する。

- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>他の種類への株式への転換が行われる株式</u>の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。</p> <p>f <u>他の種類への株式への転換が行われる株式の転換若しくは新株予約権の行使等</u>により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。</p> <p>g・h (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。</p> <p>3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。</p> <p>4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券</p> | <p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>転換株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。</u></p> <p>f <u>転換社債若しくは転換株式の転換又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使等</u>により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。</p> <p>g・h (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> |

は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この(1)において同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の<u>総株主の議決権</u>の100分の20以上を実質的に<u>保有</u>している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の<u>総株主の議決権</u>の100分の20以上を実質的に<u>保有</u>している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は<u>保有</u>している他の会社をいうものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> | <p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) 第1項に規定する「資本下位会社等」とは、人的関係会社(人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、新規上場申請者が他の会社(会社以外の法人を含む。以下この(1)において同じ。)を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいう。)及び資本的関係会社(新規上場申請者(その特別利害関係者を含む。)が他の会社の<u>発行済株式総数</u>の100分の20以上を実質的に<u>所有</u>している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が新規上場申請者の<u>発行済株式総数</u>の100分の20以上を実質的に<u>所有</u>している場合における当該他の会社をいう。)のうち、新規上場申請者が実質的に支配又は<u>所有</u>している他の会社をいうものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> |
| <p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する上場株式数については、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数(<u>発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。</u>)から新規上場申請者が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。)を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>  | <p>2. 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b 第1号に規定する上場株式数については、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から新規上場申請者が所有する自己株式の数(自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。)を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) (略)</p>   |

( 3 ) 設立後経過年数

a・b (略)

c 第3号において、新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(新規上場申請者の主要な営業が当該継続開示会社から承継されるものである場合に限る。)である場合には、継続開示会社における当該営業の活動期間(継続開示会社となる前の期間を除く。)を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

( 4 ) ~ ( 9 ) (略)

4. 第5条(Q - Boardへの上場審査)関係

( 1 ) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

( a ) ~ ( c ) (略)

( 2 ) (略)

( 3 ) 設立後経過年数

a・b (略)

c 第3号において、新規上場申請者が継続開示会社(開示府令第1条第1項第28号に規定する継続開示会社をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)の分割等によりその営業を承継する会社(新規上場申請者の主要な営業が当該継続開示会社から承継されるものである場合に限る。)である場合には、継続開示会社における当該営業の活動期間(継続開示会社となる前の期間を除く。)を加算して設立後の経過年数を算出することができるものとする。

( 4 ) ~ ( 9 ) (略)

4. 第5条(Q - Boardへの上場審査)関係

( 1 ) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b (略)

c 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の議決権(商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。以下このcにおいて同じ。)の過半数を所有している会社(新規上場申請者の議決権の過半数を実質的に所有している会社を含む。)をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、a及び前bに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

( a ) ~ ( c ) (略)

( 2 ) (略)

## 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、<u>新株予約権証券又は新株予約権付社債券</u>の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、本所が適当と認める譲受け及び譲渡を除く。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p> | <p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第15条 新規上場申請者は、第6条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、<u>転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券</u>の譲受け又は譲渡(転換社債の転換及び新株引受権付社債券又は新株引受権証券の新株引受権の行使を含み、本所が適当と認める譲受け及び譲渡を除く。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。</p> |
| <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制)</p> <p>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資者割当その他本所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。</p>                          | <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制)</p> <p>第17条 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当又は優先出資者割当その他本所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による新株発行(<u>商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行を除く。</u>)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により新株の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。</p>                  |
| <p>2 (略)</p>   | <p>2 (略)</p>   |

第17条の2 削除

(所有に関する規制)

第18条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第17条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第17条第1項に規定する

(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等)

第17条の2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日から上場日の前日までの期間において商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による新株発行(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に付与された新株引受権に係るものに限る。)  
を行っている場合には、当該新株について、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により前条第1項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日において行使されていない商法第280条の19第1項の新株引受権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に付与された新株引受権であって、上場申請日の前日までの間に行使された新株引受権に係る株主総会決議に基づく新株引受権を除いたものをいう。)がある場合又は上場申請日の後に商法第280条の19第1項の新株引受権の付与を行っている場合には、本所が定めるところにより通知するものとする。

(所有に関する規制)

第18条 第三者割当等による新株の割当を受けた者が、第17条第1項又は前条第1項に規定する確約に基づく所有を現に行っていない場合には、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。ただし、本所が正当な理由があるものとして認める場合は、この限りでない。

2 新規上場申請者は、第三者割当等による新株の割当を受けた者が第17条第1項又は前条第

確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 (略)

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による新株予約権(次条に規定する新株予約権を除く。)又は新株予約権付社債の発行を行っている場合について準用する。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として発行した新株予約権(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行されたものに限る。)であって、その新株予約権証券が次の各号に適合し、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株予約権証券(第2号の確約が行われている部分に限る。)については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株予約権証券を新規上場申請者から割り当てられた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条第2号」と、「所有を現に行っていない場合」とあるのは「所有を現に行っていない場合(本所が適当と認める場合を除く。)」と読み替えるものとする。

1項に規定する確約に定める期間内において当該新株の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

3 (略)

(第三者割当等による新株発行等に関する規定の準用)

第19条 第17条及び前条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において第三者割当等による転換社債又は新株引受権付社債(次条に規定する新株引受権付社債を除く。)の発行を行っている場合について準用する。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有に関する規制)

第20条 新規上場申請者が、その役員又は従業員その他の本所が定める者であって、かつ、本所が適当と認めるもの(以下「役員又は従業員等」という。)に報酬として新株引受権証券を譲渡する目的で発行した新株引受権付社債(上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に発行されたものに限る。)であって、その新株引受権証券が次の各号に適合し、かつ、本所が定めるところにより本所が必要と認める書面が本所に提出されている新株引受権付社債(当該新株引受権付社債の新株引受権証券について、第2号の確約が行われている部分に限る。)の新株引受権証券については、第18条第1項本文の規定を準用する。この場合において、第18条第1項中「第三者割当等による新株の割当を受けた者」とあるのは「第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券を新規上場申請者から譲り受けた役員又は従業員等」と、「第17条第1項」とあるのは「第20条第2号」と、「所有を現に行っていない場合」とあ

( 1 ) 新規上場申請者が、新株予約権の発行によりその新株予約権証券を役員又は従業員等に取得させていること。

( 2 ) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に発行した新株予約権証券について、新規上場申請者と前号の規定により新株予約権証券の割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により第 17 条第 1 項に規定する事項（報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。）を内容とする確約を行っていること。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制)

第 20 条の 2 新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日から上場日の前日までの期間において前条に規定する新株予約権の行使による株式の発行又は移転（上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後に発行された新株予約権に係るものに限る。）を行っている場合には、当該上場申請者は、行使を行った者との間で、当該株式につき、書面により第 17 条第 1 項に規定する事項について確約を行うものとし、当該書面を本所が定めるところにより提出するものとする。

2 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、本所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制)

第 20 条の 3 第 18 条の規定は、前条第 1 項に

るのは「所有を現に行っていない場合（本所が適当と認める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

( 1 ) 新規上場申請者が、その発行する新株引受権付社債の新株引受権証券をその引受人から譲り受け、当該新株引受権証券すべてを役員又は従業員等に譲り渡していること。

( 2 ) 新規上場申請者が前号の規定により役員又は従業員等に譲渡した新株引受権証券について、新規上場申請者と前号の規定により新株引受権証券を譲り受けた役員又は従業員等との間で、書面により第 17 条第 1 項に規定する事項( 報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)を内容とする確約を行っていること。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規制)

第 20 条の 2 第 17 条の 2（第 3 項を除く。）及び第 18 条の規定は、上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日から上場日の前日までの期間において第 20 条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行について準用する。

( 新設 )

規定する行使を行った者について準用する。この場合において、第18条中「新株」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)

第20条の4 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。

第20条の5 (略)

平成13年9月4日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用する。
- 3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第20条の2の規定の適用については、同条第1項中「前条に規定する新株予約権の行使による」とあるのは「前条に規定する新株予約権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通

(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)

第20条の3 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は転換社債若しくは新株引受権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を本所が適当と認める書類に記載するものとする。

第20条の4 (略)

平成13年9月4日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、転換社債券又は新株引受権付社債の発行を行う場合には、改正後の規定を適用する。
- 3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第17条の2の規定の適用については、同条第1項中「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使による」とあるのは、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号。以下「新規事業法」という。)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号。以下「通信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」と

信・放送事業法」という。)第8条第1項の規定による決議(以下「改正前の新規事業法等の規定による決議」という。)に基づき」と、「発行された新株予約権」とあるのは「発行された新株予約権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」とする。

4 この改正規定施行の日から当分の間、新規上場申請者は、上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議(上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事業法等の規定による決議であって、上場申請日の前日までの間に改正前の新規事業法等の規定による決議に基づき新株発行を行った場合の当該決議を除いたものをいう。)がある場合又は上場申請日の後に改正前の新規事業法等の規定による決議がなされた場合若しくは改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合には、本所が定めるところにより通知するものとする。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下

いう。)に基づき」と、「付与された新株引受権」とあるのは「付与された新株引受権又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、同条第3項中「商法第280条の19第1項の新株引受権」とあるのは「商法第280条の19第1項の新株引受権又は上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「付与された新株引受権」とあるのは「付与された新株引受権又は上場日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に行われた改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「株主総会決議に基づく新株引受権」とあるのは「株主総会決議に基づく新株引受権又は改正前の新規事業法等の規定による決議に基づき新株発行を行った場合の当該決議」と、「付与を行っている場合」とあるのは「付与を行っている場合、改正前の新規事業法等の規定による決議がなされた場合又は改正前の新規事業法の規定による決議が失効した場合」とする。

(新設)

この付則において「商法等改正法」という。) 附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債(次項ただし書に規定する新株引受権付社債を除く。)は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第20条第1項の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(特別利害関係者の定義等)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第6条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、<u>企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。)</u>第1条第31号イに規定する特別利害関係者をいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「人的関係会社」とは、<u>開示府令第1条第31号八に規定する人的関係会社</u>をいうものとする。</p> <p>5 上場前公募等規則第6条第3項第4号又は第15条に規定する「資本的関係会社」とは、<u>開示府令第1条第31号八に規定する資本的関係会社</u>をいうものとする。</p> | <p>(特別利害関係者の定義等)</p> <p>第15条 上場前公募等規則第6条第3項第1号に規定する「特別利害関係者」とは、<u>株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する「特別利害関係者」</u>をいうものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する<u>証券会社の「人的関係会社」とは、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、証券会社が、他の会社(会社以外の法人を含む。以下同じ。)</u>を実質的に支配している場合又は他の会社により実質的に支配されている場合における当該他の会社をいうものとする。</p> <p>5 上場前公募等規則第6条第3項第4号に規定する<u>証券会社の「資本的関係会社」とは、証券会社(その特別利害関係者を含む。)</u>が他の会社の発行済株式総数(発行済優先出資の総口数を含む。)の100分の20以上を実質的に所有している場合又は他の会社(その特別利害関係者を含む。)が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合における当該他の会社(当該他の会社が証券会社の発行済株式総数の100分の20以上を実質的に所有している場合において、上場に係る株式公開の公正の確保に明らかに支障がないと本所が認めるものを除く。)をいうものとする。</p> |
| <p>(日数の計算)</p> <p>第13条 上場前公募等規則第15条に規定する「<u>上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日</u>」とは、例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月</p>  | <p>(人的関係会社等の定義等)</p> <p>第13条 上場前公募等規則第15条に規定する「<u>人的関係会社</u>」とは、<u>株券上場審査基準の取扱い1.(1)に規定する「人的関係会社」</u>をいうものとする。</p>   |

1日をいう。(以下、上場前公募等規則における日数の計算については、同様に扱うものとする。)

(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)

第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第3章 店頭取扱有価証券の会社内容の説明及び気配の提示等の取扱いの規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。

2 (略)

第15条の2 削除

2 上場前公募等規則第15条に規定する「資本的関係会社」とは、株券上場審査基準の取扱い1.(1)に規定する「資本的関係会社」をいうものとする。

3 上場前公募等規則第15条に規定する「上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日」とは、例えば、上場申請日の直前事業年度の末日が3月31日の場合、その2年前の4月1日をいう。(以下、上場前公募等規則における日数の計算については、同様に扱うものとする。)

(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)

第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会が、「店頭取扱有価証券の会社内容の説明及び気配の提示等の取扱いについて」(平成9年6月18日付日本証券業協会理事会決議)に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。

2 (略)

(役員等に付与する新株引受権の行使による新株発行に関する規制等の取扱い)

第15条の2 前条第2項の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 前条第3項の規定は、上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「前条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、前条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力

発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 上場前公募等規則第17条の2第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の新株発行を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の新株発行を行っている場合 当該新株発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第17条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株引受権の付与に係る株主総会及びその付与に関する取締役会の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株引受権を付与される者との新株引受権の付与に関する契約内容を証する書面

5 上場前公募等規則第17条の2第3項に規定する通知は、次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより行うものとする。

(1) 上場前公募等規則第17条の2第3項に規定する行使されていない新株引受権に係る株主総会及び当該株主総会に関する取締役会の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株引受権を付与される者との新株引受権の付与に関する契約内容を証する書面

6 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日において上場前公募等規則第17条の2第3項の新株引受権がある場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第1

(第三者割当等による新株予約権付社債の発行等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日(無償にて新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)を発行する場合にはこれを発行する日。以下同じ。)を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「新株予約権証券又は新株予約権付社債券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「割当を受けた新株予約権証券及び新株予約権付社債券(以下「割当新株予約権証券等」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過していない場合には、新株予約権又は新株予約権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過する日)まで」と、「割当新株に

7条の2第3項の新株引受権の付与を行っている場合

当該新株引受権付与後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

(第三者割当等による転換社債の発行等に関する規制の取扱い)

第18条 上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「転換社債又は新株引受権付社債の発行を行っている」かどうかの認定は、払込期日を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「転換社債券、新株引受権付社債券又は新株引受権証券の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「割当を受けた転換社債券、新株引受権付社債券及び新株引受権証券(以下「割当転換社債券等」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過していない場合には、転換社債又は新株引受権付社債の発行に係る払込期日以後1年間を経過する日)まで」と、

ついて株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）とあるのは「割当新株予約権証券等について新株予約権の行使が行われたときには、当該行使により取得した株式及び当該株式の株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）」と読み替えるものとする。

- 3 第15条第4項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより提出する」場合について準用する。この場合において、第15条第4項中「新株発行」とあるのは「新株予約権又は新株予約権付社債の発行」と読み替えるものとする。
- 4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項第1号中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。
- 5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。
- 6 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第3項に

「割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）とあるのは「割当転換社債券等について転換又は新株引受権の行使（以下「転換等」という。）」が行われたときには、当該転換等により取得した株式及び当該株式の株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式（以下「取得株式」という。）」と読み替えるものとする。

- 3 第15条第4項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより提出する」場合について準用する。この場合において、第15条第4項中「新株発行」とあるのは「転換社債又は新株引受権付社債の発行」と読み替えるものとする。
- 4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項第1号中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。
- 5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。
- 6 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第18条第3項に

規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当新株予約権証券等、当該新株予約権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権証券の所有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2 上場前公募等規則第20条の報酬としての発行には、役員又は従業員等に新株予約権証券の発行価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株予約権証券を有償で発行する場合その他の有償で発行する場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第20条の新株予約権の発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第20条の新株予約権の発行を行っている場合

当該新株予約権発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に取得させる目的で新株予約権を発行するものであることその他その発行に関する事項を記

規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「割当転換社債券等、当該割当転換社債券等の転換若しくは新株引受権の行使により取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

7 (略)

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の所有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2 上場前公募等規則第20条の報酬としての譲渡には、役員又は従業員等に新株引受権証券の譲渡価格に相当する額の金銭を支給し、当該役員又は従業員等に新株引受権証券を有償で譲り渡す場合その他の有償で譲り渡す場合を含むものとする。

3 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前において上場前公募等規則第20条の新株引受権付社債の発行を行っている場合

上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日の後に上場前公募等規則第20条の新株引受権付社債の発行を行っている場合

当該新株引受権付社債発行後遅滞なく提出するものとする。ただし、本所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

4 上場前公募等規則第20条に規定する「本所が必要と認める書面」とは、次の各号に掲げる書面をいうものとする。

(1) (略)

(2) 新規上場申請者が役員又は従業員等に新株引受権証券を譲り渡す目的で新株引受権付社債を発行するものであることその他その

載した取締役会の決議内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株予約権証券の割当を受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株予約権証券を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権証券の譲渡につき制限を行っていることを証する書面

5 上場前公募等規則第20条において準用する同第18条第1項本文に規定する「本所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株予約権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株予約権証券の新株予約権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株予約権証券の新株予約権の行使が行われていない場合をいう。

6 第15条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権証券(以下「報酬として割当を受けた新株予約権証券」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株予約権証券の取得日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは

発行に関する事項を記載した取締役会の決議内容を証する書面

(3) 新規上場申請者と新規上場申請者から新株引受権証券を譲り受けた役員又は従業員等との間において、当該役員又は従業員等が原則として当該新株引受権証券を譲渡しない旨の契約を締結していることを証する書面

5 上場前公募等規則第20条において準用する同第18条第1項本文に規定する「本所が適当と認める場合」とは、確約に基づく所有を行っていた者が当該確約の対象となっている新株引受権証券を譲渡した後、新規上場申請者が当該譲渡に係る新株引受権証券の新株引受権を速やかに適正な手続により失効させており、かつ、当該新株引受権証券の新株引受権の行使による新株発行が行われていない場合をいう。

6 第15条第3項(第2号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。)」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当を受けた新株(以下「割当新株」という。)」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券(以下「報酬として譲り受けた新株引受権証券」という。)」と、「新株発行の効力発生日」とあるのは「新株引受権証券の譲受け日」と、「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで所有すること。この場合において、割当新株について株式分割又は他の種類の株式への転換が行われたときには、当該株式分割又は他の種類の株式への転換により取得した株式(以下「取得株式」という。)についても同日まで所有すること。」とあるのは

「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式に関する規制の取扱い)

第19条の2 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「株式の発行又は移転を行っている」かどうかの認定は、当該行使に係る払込みを行った日を基準として行うものとする。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「第17条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「本所が定めるところにより」とは、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日前に同項の株式の発行又は移転を行っている場合 上場申請日に提出するものとする。

(2) 上場申請日以後に同項の株式の発行又は移転を行っている場合 当該株式の発行又は移転後遅滞なく提出するものとする。ただし、上場日の前日を超えてはならない。

4 前項第1号の場合には、上場前公募等規則第20条の2第1項の規定により提出する書面に次の各号に掲げる書面を添付するものとする。

(1) 新株予約権の発行に係る株主総会及びその発行に関する取締役会の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の決議により新株

「上場日の前日又は新株引受権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

(報酬として譲り受けた新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株に関する規制の取扱い)

第19条の2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第17条の2第1項に規定する「新株発行を行っている」かどうかの認定について準用する。

2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第17条の2第1項に規定する「前条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項中「上場日以後6か月間を経過する日(当該日において新株発行の効力発生日以後1年間を経過していない場合には、新株発行の効力発生日以後1年間を経過する日)まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

3 新規上場申請者は、上場申請日前に行った上場前公募等規則第20条の2の規定の適用を受ける新株発行については上場申請日に、上場申請日以後に行った同条の規定の適用を受ける新株発行については当該新株発行後直ちに、同条において準用する同第17条の2第1項に規定する確約を証する書面を本所に提出しなければならない。

4 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証

予約権証券の割当を受ける者との新株予約権の発行に関する契約内容を証する書面

券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

5 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

6 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2において準用する同第18条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株引受権証券の新株引受権を行使して取得した新株又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

(ストックオプションとしての新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式の所有に関する規制の取扱い)

第19条の3 第16条第1項の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第18条第1項ただし書に規定する「本所が正当な理由があるものとして認める場合」について準用する。この場合において、第16条第1項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該新株の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

(新設)

2 第16条第2項の規定は、上場前公募等規則

第20条の3において準用する同第18条第2項に規定する書面について準用する。この場合において、第16条第2項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

3 第16条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の3において準用する同第18条第3項に規定する報告について準用する。この場合において、第16条第3項中「割当新株又は取得株式」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権証券の新株予約権を行使して取得した株式又は当該株式の株式分割若しくは他の種類の株式への転換により取得した株式」と読み替えるものとする。

第19条の4 (略)

第19条の5 (略)

平成13年9月4日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行う場合は、改正後の規定を適用する。
- 3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第19条の2の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株予約権の発行」とあるのは「新株予約権の発行又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その発行」とあるのは「その発行又はその決議」と、同項第2号中「新株予約権証券の割当を受ける者」とあるのは「新株予約権証券の割当を受ける者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株

第19条の3 (略)

第19条の4 (略)

平成13年9月4日改正付則

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に上場申請を行っている新規上場申請者が、この改正規定施行の日以後に新株、転換社債又は新株引受権付社債の発行を行う場合は、改正後の規定を適用する。
- 3 この改正規定施行の日から当分の間、改正後の第15条の2の規定の適用については、同条第4項第1号中「新株引受権の付与」とあるのは「新株引受権の付与又は改正前の新規事業法等の規定による決議」と、「その付与」とあるのは「その付与又はその決議」と、同項第2号及び第5項第2号中「付与される者」とあるのは「付与される者又は新株の割当を受ける者とされたもの」と、「新株引受権の付与」とある

予約権証券の割当」とあるのは「新株予約権証券の割当又は新株発行」とする。

4 この改正規定施行の日から当分の間、上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項に規定する通知は、次の各号に掲げる書面を、本所に提出することにより行うものとする。

(1) 上場前公募等規則平成13年9月4日改正付則第4項に規定する上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議に係る株主総会及び当該株主総会に関する取締役会の決議内容を証する書面

(2) 新規上場申請者と前号の株主総会決議により新株の割当を受ける者とされたものとの新株発行に関する契約内容を証する書面

5 前項の書面の提出は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場申請日において前項第1号の決議がある場合又は同号の決議が失効している場合上場申請日に提出するものとする。

のは「新株引受権の付与又は新株発行」と、同条第5項第1号中「新株引受権に係る株主総会」とあるのは「新株引受権に係る株主総会又は第17条の2第3項に規定する上場申請日以後において効力を有する改正前の新規事業法等の規定による決議に係る株主総会及び当該株主総会」と、「証する書面」とあるのは「証する書面（割当に係る決議が失効している場合には、その失効日及び失効理由を記載した書面を含む。）」と、同条第6項第1号中「新株引受権がある場合」とあるのは「新株引受権がある場合、前項第1号の決議がある場合又は同号の決議が失効している場合」と、同条第6項第2号中「付与を行っている場合」とあるのは、「付与を行っている場合、改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合」と、「当該新株引受権付与後」とあるのは「当該新株引受権付与後、改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後」とする。

(新設)

(新設)

( 2 ) 上場申請日の後に上場前公募等規則平成 1 3 年 9 月 4 日改正付則第 4 項の改正前の新規事業法等の規定による決議を行った場合又は改正前の新規事業法等の規定による決議が失効した場合

改正前の新規事業法等の規定による決議を行った後又は当該株主総会決議が失効した後遅滞なく提出するものとする。ただし、当取引所が上場を承認する日の前日を超えてはならない。

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する法律（平成 1 3 年法律第 1 2 8 号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権及びその行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。
- 3 商法等改正法附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債（次項ただし書に規定する新株引受権付社債を除く。）は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 3 4 1 条の 1 3 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。ただし、当該新株引受権証券のうち、改正前の第 2 0 条第 1 項の規定に適合する新株引受権証券並びにその新株引受権証券に係る新株引受権付社債及びその新株引受権証券の新株引受権の行使により発行又は移転された株式に関しては、なお従前の例による。
- 5 改正後の第 5 条の規定は、この改正規定の施行の日以後に行う公募又は売出し若しくは株券

等の移動から適用する。

別添 1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

2. 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の書式により算定した価格とする。

(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株予約権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。

(5) ~ (7) (略)

3. (略)

別添 1 類似会社比準価格の算定根拠

類似会社比準価格の算定については、以下に定めるところによるものとする。

1. (略)

2. 類似会社比準価格算定式

類似会社比準価格は次の書式により算定した価格とする。

(略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 前2号の発行済株式総数に増加があった場合には、新株引受権若しくはこれに準ずる権利又は転換請求権が存在する場合を含むものとする。この場合における1株当たり純利益額及び1株当たり純資産額は、前2号に規定する算出方法にかかわらず、財務諸表等規則第95条の5の2第2項に規定する潜在株式調整後の1株当たり純利益金額の算出方法その他の合理的な算出方法により算出した金額とする。

(5) ~ (7) (略)

3. (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係<br/> (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項<br/> <u>発行価額又は売出価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額)</u>が1億円未満であると見込まれること。ただし、<u>株主割当(優先出資者割当を含む。)</u>により発行する場合を除く。</p> <p>b~1 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q-Boardの上場会社である場合には、当該上場会社の<u>総株主の議決権(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。)</u>の過半数を保有している会社(当該上場会社の<u>総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)</u>をいう。以下同じ。)を有している場合は、第2号uに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が</p> | <p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係<br/> (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a 第1号aに掲げる事項<br/> 発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれること。ただし、<u>優先出資証券にあつては、優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。</u></p> <p>b~1 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとし、この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、Q-Boardの上場会社である場合には、当該上場会社の<u>議決権(商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。以下この(3)において同じ。)</u>の過半数を<u>所有</u>している会社(当該上場会社の<u>議決権の過半数を実質的に所有している会社を含む。)</u>をいう。以下同じ。)を有している場合は、第2号uに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社</p> |

国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認める者である場合は、この限りでない。

a ~ c (略)

(4) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) (略)

(b) 発行価格若しくは売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)が決定された場合次に掲げるところによる「発行価格(売出価格)通知書」

イ・ロ (略)

(c) (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a・b (略)

c 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換条件又は新株予約権の内容の変更

d 新株予約権付社債の償還条件又は新株予

等が国内の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である場合その他本所が適当と認めるものである場合は、この限りでない。

a ~ c (略)

(4) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a ~ m (略)

n 第12号に掲げる事項

(a) (略)

(b) 発行価格若しくは売出価格(転換社債又は転換株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債(新株引受権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。))にあつては発行価格及び新株引受権の内容又は売出価格)が決定された場合次に掲げるところによる「発行価格(売出価格)通知書」

イ・ロ (略)

(c) (略)

(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a・b (略)

c 転換社債若しくは転換株式の転換条件又は新株引受権付社債の新株引受権の内容の変更

d 転換社債の償還条件の変更

約権の消却条件の変更

dの2～k (略)

(6)・(7) (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又はこれらの新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(2) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使通知等)関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う他の種類の株式への転換が行われる株式の株式への転換通知又は新株予約権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株予約権行使報告書(月間報告) 翌月初

b 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の10%以上、新株予約権付社債等各銘柄については未償還額面総額(期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等各銘柄については、上場額面総額)の10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式

dの2～k (略)

(6)・(7) (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

(1) 上場会社は、転換社債、転換株式若しくは新株引受権付社債を発行した場合又は商法第280条の19第1項の新株引受権を付与した場合には、転換開始日又は新株引受権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該転換社債若しくは転換株式の転換によって発行することとなる株式数又はこれらの新株引受権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(2) (略)

8. 第7条(転換社債の転換の通知等)関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う転換社債若しくは転換株式の株式への転換通知又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a 有価証券転換報告書又は新株引受権行使報告書(月間報告) 翌月初

b 次の場合における株式への転換通知又は新株引受権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

(a) 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株引受権証券各銘柄については新株引受権の残高の10%以上、転換社債各銘柄については未償還額面総額(期中償還請求権が付されている上場転換社債各銘柄については、上場額面総額)の10%以上、転換株式各銘柄については未転換株式数の10%以上、新株引受

各銘柄については未転換株式数の10%以上となった場合 その都度遅滞なく

(b) 上場新株予約権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合、上場新株予約権付社債等の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場新株予約権付社債等の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

権付社債各銘柄については新株引受権の残高の10%以上となった場合

その都度遅滞なく

(b) 上場新株引受権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株引受権の行使が行われた場合、上場転換社債若しくは上場新株引受権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて転換若しくは新株引受権の行使が行われた場合又は上場転換株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに

(c) 期中償還請求権が付されている上場転換社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて転換が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

(2) 第7条第2項の規定により上場会社が行う期中償還請求権が付されている上場転換社債の期中償還請求権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a・b (略)

- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定により  
なお従前の例によるとされた転換社債又は新株  
引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、  
改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法  
等改正法による改正前の商法第341条の13  
第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券  
は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定  
を適用する。

第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、<u>新株予約権</u>の行使により発行された新株その他当取引所が別に定める新株については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">平成9年6月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この改正規定施行の日から当分の間、第1条の2の改正規定の適用については、同条中「<u>新株予約権</u>の行使により」とあるのは、「<u>新株予約権</u>の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条又は商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第10条による改正前の商法の一部を改正する法律附則第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第1条の2 この規則の規定は、<u>商法第280条の19第1項の新株引受権</u>の行使により発行された新株その他当取引所が別に定める新株については、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">平成9年6月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第1条の2の改正規定の適用については、同条中「<u>商法第280条の19第1項の新株引受権</u>の行使により」とあるのは、<u>平成9年6月1日から同年9月30日までの間は、「特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と、平成9年10月1日から平成10年3月31日までの間は、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項若しくは特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と、平成10年4月1日から当分の間は、「商法第280条の19第1項の新株引受権の行使により又は商法の一部を改正する法律(平成9年法律第56号)附則第9条若しくは第11条の規定による改正前の特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第59号)第8条第1項若しくは改正前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)第8条第1項の規定による決議に基づき」と読み替える。</u></p> |

行する。

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第6条第1項の規定により  
なお従前の例によつてされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号aに規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期(審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。)の翌日から起算して1か年目の日(決算期の変更により当該1か年目の日が<u>上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u>の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日の<u>後最初に到来する決算期</u>)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の<u>上場株式数を基準とする。</u>)</p> <p>b～m (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 営業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、<u>原則として合併期日(被合併会社株式</u></p> | <p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号aに規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とは、審査対象決算期(審査を行う対象となる決算期をいう。以下同じ。)の翌日から起算して1か年目の日(<u>上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)</u>が財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、<u>決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期</u>)までの期間(以下「猶予期間」という。)内において上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないときをいうものとする。(猶予期間の最終日現在の<u>上場株式数を基準とする。</u>)</p> <p>b～m (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 営業活動の停止</p> <p>a (略)</p> <p>b 第7号に規定する「これに準ずる状態になった場合」には、上場会社が合併又はその他の事由により解散する場合を含むものとする。この場合において、次の(a)から(c)までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(a) 上場会社が、合併により解散する場合のうち、次のいずれかに該当する場合は、<u>合併期日(株券の提出を必要とする場</u></p> |

1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。)又は被合併会社株式1株に対して1株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の4日前の日)

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(8) (略)

(9) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第10号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(10)～(12) (略)

#### 6. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第7号のうち、本取扱い1.(7)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日(被合併会社株式1株に対して1株を超える数の新株式が割り当てられる場合(旧株券と新株券の双方が上場されることとなる場合を除く。))又は被合

合には、株券提出期間満了の日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)

イ・ロ (略)

(b)・(c) (略)

(8) (略)

(9) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

a (略)

b 第9号bに規定する「本所が別に定める場合」とは、天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合をいうものとする。

(10)～(12) (略)

#### 6. 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

(1) 「本所が必要であると認められた時」の取扱い

第2条の各号又は第2条の2の各号に該当することとなった銘柄は、原則として「本所が必要であると認められた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからcまでに該当する銘柄については、当該aからcまでに定めるところに従って上場廃止する。

a 第2条第7号のうち、本取扱い1.(7)

bの(a)に規定する合併による解散の場合に該当する銘柄

原則として、合併期日(株券の提出を必要とする場合には、株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4

併会社株式 1 株に対して 1 株に満たない数の新株式が割り当てられる場合には、新株式の割当てに係る基準日の 3 日前の日(当該基準日が休業日に当たる場合には、当該基準日の 4 日前の日) ) に上場廃止する。

b (略)

c 第 2 条第 1 5 号(第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として 3 か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第 2 条第 1 5 号(第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 3 か月間の範囲の日で、その都度決定するものとする。

#### 付 則

1 この改正規定は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 1.(2) a 中「決算期の変更により当該 1 か年目の日が上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)の発行者の決算期に当たらないとき」とあるのは、当分の間、「上場銘柄の株券(優先出資証券を含む。以下同じ。)が指定保管振替機関が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該 1 か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないとき」と読み替えるものとする。

日前の日) ) に上場廃止する。

b (略)

c 第 2 条第 1 4 号(第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により本所が必要であると認めた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として 3 か月間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第 2 条第 1 4 号(第 2 条の 2 第 3 号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 3 か月間の範囲の日で、その都度決定するものとする。

**優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>2. 第3条(上場審査基準)関係<br/>           (1)・(2) (略)<br/> <u>(3) 第2号cに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、財団法人証券保管振替機構とする。</u></p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係<br/>           (1) (略)<br/>           (2) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。<br/>           a～c (略)<br/>           d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株が<u>指定保管振替機関</u>が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)</p> <p>e～i (略)<br/>           (3)～(5) (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> | <p>2. 第3条(上場審査基準)関係<br/>           (1)・(2) (略)<br/>           (新設)</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係<br/>           (1) (略)<br/>           (2) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。<br/>           a～c (略)<br/>           d 「1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき」又は「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日(上場銘柄の優先株が<u>財団法人証券保管振替機構</u>が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。(当該期間の最終日現在のの上場株式数を基準とする。)</p> <p>e～i (略)<br/>           (3)～(5) (略)</p> |

転換社債券上場契約書の一部改正新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><u>新株予約権社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>新株予約権付社債券等上場契約書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印<br/>(コード番号 _____)</p> <p>_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>新株予約権付社債券等</u>を上場するについて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>新株予約権付社債券等</u>(以下「上場新株予約権付社債券等」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>新株予約権付社債券等</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施</p> | <p><u>転換社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>転換社債券上場契約書</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p style="text-align: right;">本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印<br/>(コード番号 _____)</p> <p>_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>転換社債券</u>を上場するについて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の<u>転換社債券</u>(以下「上場転換社債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場<u>転換社債券</u>に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。</p> |

行する。

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定により  
なお従前の例によるとされた転換社債又は新株  
引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、  
改正後の規定を適用する。

転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規定の特例（以下「<u>新株予約権付社債券等特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債券等の本券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>（3）第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該新株予約権付社債券等の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>新株予約権付社債券等特例</u>第3条関係）</p> <p>（1）発行方法が<u>株主割当</u>又は<u>株主優先募入</u>の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</p> <p>（2）<u>第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権付社債券等の本券は、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところによるものとし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>a <u>転換社債型新株予約権付社債券</u><br/>額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種</p> <p>b <u>前a以外の新株予約権付社債券等</u><br/>当該新株予約権付社債券等に係る社債券が額面100万円券又は額面50万円券のいずれか一種であること（当該新株予約権付</p> | <p>転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 上場申請の取扱い（<u>転換社債券</u>に関する有価証券上場規程の特例（以下「<u>転換社債券特例</u>」という。）第2条関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債の本券の見本</u>」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>（3）第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「<u>当該転換社債の本券の見本</u>」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 上場審査基準の取扱い（<u>転換社債券特例</u>第3条関係）</p> <p>（1）発行方法が<u>株主割当</u>て又は<u>株主優先募入</u>の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</p> <p>（2）<u>第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定にする転換社債の本券は、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.（8）（株券の様式）によるものとする。</u></p> |

社債等が、新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券が単一の券種であること。)。

(3) 第3条第1項第2号dに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、財団法人証券保管振替機構とする。

3. 上場廃止基準の取扱い(新株予約権付社債券等特例第4条関係)

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は消却を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書)による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) (略)

(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第7号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月

(新設)

3. 上場廃止基準の取扱い(転換社債券特例第4条関係)

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「転換請求期間が満了となる場合」には、転換社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合は、決定通知書)による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) (略)

(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a (略)

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月

目の応答日( 応答日がないときはその月の末日 )とし、同項第 3 号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 2 週間を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第 4 条第 2 項第 2 号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の( a )又は( b )に掲げる銘柄の区分に従い、当該( a )又は( b )に定める日とする。

( a ) 最終償還期日( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 )と新株予約権の行使期間満了の日( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 )が同日である銘柄( 指定保管振替機関の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。 )

新株予約権の行使期間満了の日から起算して 5 日前( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 )の日( 新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間満了の日から起算して 6 日前の日 )

- ( b ) 前( a )以外の銘柄

最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日のいずれか早い日から起算して 4 日前の日( 当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日から起算して 5 日前の日 )

- d 第 4 条第 2 項第 2 号に該当することとなった銘柄のうち、新株予約権付社債等に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は新株予約権付社債等に係る新株予約権の全部を消却する

目の応答日( 応答日がないときはその月の末日 )とし、同項第 3 号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して 2 週間を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- c 第 4 条第 2 項第 2 号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる銘柄については、次の( a )又は( b )に掲げる銘柄の区分に従い、当該( a )又は( b )に定める日とする。

( a ) 最終償還期日( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 )と転換請求期間満了の日( 休業日に当たるときは、順次繰り上げる。 )が同日である銘柄( 保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。 )

転換請求期間満了の日から起算して 5 日前( 休業日を除外する。以下日数計算について同じ。 )の日( 転換請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間満了の日から起算して 6 日前の日 )

- ( b ) 前( a )以外の銘柄

転換請求期間満了の日から起算して 4 日前の日( 転換請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間満了の日から起算して 5 日前の日 )

- d 第 4 条第 2 項第 2 号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了することとなる銘柄については、次の( a )又は( b )に掲げる

ことにより新株予約権の行使期間が終了することとなる銘柄については、次の( a )又は( b )に掲げる銘柄の区分に従い、当該( a )又は( b )に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

( a ) 繰上げ償還の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と新株予約権の行使期間終了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄( 指定保管振替機関の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。 )

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日(新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日)

( b ) 前( a )以外の銘柄

繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日(当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日)

e (略)

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

h 第4条第2項第8号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

銘柄の区分に従い、当該( a )又は( b )に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

( a ) 繰上げ償還の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)と転換請求期間終了の日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)が同日である銘柄( 保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。 )

転換請求期間終了の日から起算して5日前の日(転換請求期間終了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間終了の日から起算して6日前の日)

( b ) 前( a )以外の銘柄

転換請求期間終了の日から起算して4日前の日(転換請求期間終了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間終了の日から起算して5日前の日)

e (略)

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、分割期日から起算して5日前の日(株券の提出を必要とする場合は、株券提出期間満了の日から起算して4日前の日)

(新設)

g 第4条第2項第7号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

4. 新株予約権付社債券等の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

a・b (略)

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に(新株予約権付社債券等特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに)納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権付社債券等が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

4. 転換社債券の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

a・b (略)

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に(転換社債券特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに)納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金 (略)

**新株引受権証券上場契約書の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>新株予約権証券上場契約書</u></p> <p align="center"><u>新株予約権証券上場契約書</u></p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p align="right">本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印<br/>(コード番号 _____)</p> <p align="right">_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>新株予約権証券</u>を上場するにつ<br/>いて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「本<br/>所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は<br/>改正することのある業務規程、有価証券上場規<br/>程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関す<br/>る規定及び理事会決定(以下「諸規則等」とい<br/>う。)のうち、会社及び上場される会社の<u>新株<br/>予約権証券</u>(以下「上場新株予約権証券」とい<br/>う。)に適用のあるすべての規定を遵守するこ<br/>と。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場新株<br/><u>予約権証券</u>に対する上場廃止、売買停止その他<br/>の措置に従うこと。</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施<br/>行する。</p> | <p><u>新株引受権証券上場契約書</u></p> <p align="center"><u>新株引受権証券上場契約書</u></p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>証券会員制法人福岡証券取引所<br/>理事長 殿</p> <p align="right">本店所在地 _____<br/>会社名 _____ 印<br/>代表者の<br/>役職氏名 _____ 印<br/>(コード番号 _____)</p> <p align="right">_____ (以下「会社」という。)</p> <p>は、その発行する<u>新株引受権証券</u>を上場するにつ<br/>いて、証券会員制法人福岡証券取引所(以下「本<br/>所」という。)が定めた次の事項を承諾します。</p> <p>1. 取引所が現に制定している及び将来制定又は<br/>改正することのある業務規程、有価証券上場規<br/>程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関す<br/>る規定及び理事会決定(以下「諸規則等」とい<br/>う。)のうち、会社及び上場される会社の<u>新株<br/>引受権証券</u>(以下「上場新株引受権証券」とい<br/>う。)に適用のあるすべての規定を遵守するこ<br/>と。</p> <p>2. 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場新株<br/><u>引受権証券</u>に対する上場廃止、売買停止その他<br/>の措置に従うこと。</p> |

2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権付社債を発行する際に、商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>新株予約権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1) 第2条第1項第2号に規定する「その他の本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「当該新株予約権証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「当該新株予約権証券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) 上場申請された当該新株予約権証券の発行方法が株主割当又は株主優先募入の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株予約権証券は、単一の券種とし、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、新株予約権の全部を消却することにより新株予約権の行使期間が終了することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該消却を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役の専決事項である場合に</p> | <p>新株引受権証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 第2条(上場申請)関係</p> <p>(1) 第2条第1項第2号に規定する「その他の本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(2) 第2条第1項第3号に規定する「当該新株引受権証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(3) 第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「当該新株引受権証券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</p> <p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) 上場申請された当該新株引受権証券に係る新株引受権付社債の発行方法が株主割当て又は株主優先募入の場合は、原則として、第3条第1項第2号bに適合するものとする。</p> <p>(2) 第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する新株引受権証券は、単一の券種とし、その様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(8)(株券の様式)によるものとする。</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、<u>上場新株引受権証券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。</u></p> |

は、決定通知書)による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(削る)

(2) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄については、新株予約権の行使期間満了の日から起算して4日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該行使期間満了の日から起算して5日前の日)

d (略)

e 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して5日前の日

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める

(2) 第4条第2項第3号ただし書に規定する「本所が特に上場の継続を必要と認めるとき」とは、上場新株引受権証券に係る新株引受権付社債の発行に際し、当該新株引受権付社債の発行会社が当該新株引受権付社債について期限の利益を喪失した場合において、当該上場新株引受権証券の行使を制限する条項が定められていないときをいうものとする。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第4条第1項第2号又は第3号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄については、新株引受権の行使請求期間満了の日から起算して4日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(新株引受権の行使請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該行使請求期間満了の日から起算して5日前の日)

d (略)

e 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、分割期日から起算して5日前の日(株券の提出を必要とする場合は、株券提出期間満了の日から起算して4日前の日)

(新設)

f 第4条第2項第5号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める

日

4. 第5条（上場手数料及び年賦課金）関係

第5条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、次のとおりとする。

（1） 上場手数料

a 上場新株予約権証券の新株予約権の行使により発行する株式の発行価額(当該新株予約権証券の発行価額又は売出価額の総額に当該新株予約権に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額をいう。)の総額（以下「上場総額」という。）の万分の0.5

b （略）

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株予約権証券特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株予約権証券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

e 新株予約権証券の上場手数料は、当該新株予約権証券に係る、新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券を同時に上場申請する場合には、これを免除することができる。

（2） 年賦課金

a ~ f （略）

g 新株予約権証券の年賦課金は、当該新株予約権証券に係る、新株予約権付社債券等に関する有価証券上場規程の特例第1条の2の規定により新株予約権証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券が上場されている場合には、当該新株予約権

日

4. 第5条（上場手数料及び年賦課金）関係

第5条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、次のとおりとする。

（1） 上場手数料

a 上場新株引受権証券の新株引受権の行使により発行する株式の発行価額の総額(以下「上場総額」という。)の万分の0.5

b （略）

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（新株引受権証券特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。

d 上場会社の合併などにより上場廃止された新株引受権証券が上場廃止後6か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

e 新株引受権証券の上場手数料は、当該新株引受権証券に係る新株引受権付社債券を同時に上場申請する場合には、これを免除することができる。

（2） 年賦課金

a ~ f （略）

g 新株引受権証券の年賦課金は、当該新株引受権証券に係る新株引受権付社債券が上場されている場合には、当該新株引受権付社債券の年賦課金を限度としてこれを免除することができる。

証券を付した社債券とみなされる社債券及び新株予約権証券の年賦課金を限度としてこれを免除することができる。

h (略)

h (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この項において「商法等改正法」という。）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権付社債券を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

**日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、  
信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表**

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第14条 業務規程施行規則第6条(第2号を除く。)の規定は、受益証券特例第18条第1項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位について準用する。この場合において、業務規程施行規則第6条中「規程第10条第2項第2号b」とあるのは「<u>受益証券特例第18条第1項第2号b</u>」と、「株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第10条第4項」とあるのは「<u>受益証券特例第18条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(約定値段を定める場合の合致数量)</p> <p>第17条 業務規程施行規則第10条(第3号を除く。)の規定は、受益証券特例第19条第2項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量について準用する。この場合において、業務規程施行規則第10条中「規程第12条第3項第3号b」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第2項第3号b</u>」と、「株券、<u>新株予約権証券及び新株予約権付社債券等</u>」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第1項第1号、第2号及び第4号</u>」と、「株券」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第12条第2項第3号」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第1項第3号</u>」と読み替えるものとする。</p> <p align="center">付則</p> <p>1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。</p> <p>3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。</p> | <p>(同時呼値の順位)</p> <p>第14条 業務規程施行規則第6条(第2号を除く。)の規定は、受益証券特例第18条第1項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値の順位について準用する。この場合において、業務規程施行規則第6条中「規程第10条第2項第2号b」とあるのは「<u>受益証券特例第18条第1項第2号b</u>」と、「株券、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u>」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第10条第4項」とあるのは「<u>受益証券特例第18条第3項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(約定値段を定める場合の合致数量)</p> <p>第17条 業務規程施行規則第10条(第3号を除く。)の規定は、受益証券特例第19条第2項第3号bに規定する本所が定める他方の呼値の数量について準用する。この場合において、業務規程施行規則第10条中「規程第12条第3項第3号b」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第2項第3号b</u>」と、「株券、<u>新株引受権証券、転換社債券及び新株引受権付社債券</u>」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第12条第2項第1号、第2号及び第4号」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第1項第1号、第2号及び第4号</u>」と、「株券」とあるのは「<u>受益証券</u>」と、「規程第12条第2項第3号」とあるのは「<u>受益証券特例第19条第1項第3号</u>」と読み替えるものとする。</p> |

## 新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則

新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

## 新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- ( 1 ) 新株引受権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い
- ( 2 ) 新株引受権付社債券上場契約書

付 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。